

## 第4章 付加価値の高い農産物の研究開発・育成指導

### 1. 施策の概要

#### (1) 長野県食と農業農村振興計画

長野県の抱える農業に関する課題に的確に対応し、長野県の食と農業・農村の進行を図るため、長野県は平成19年9月に「長野県食と農業農村振興計画」（以下「振興計画」という。）を策定している。振興計画は5本の柱で施策を展開するとしており、その2番目の柱が、「競争力のある付加価値の高い農畜産物を生産する農業・農村」となっている。

#### (2) 平成20年度 長野県農業の概要

平成20年4月に県が策定した「平成20年度 長野県農業の概要」（以下「農業の概要」という。）では、「競争力のある付加価値の高い農畜産物を生産する農業・農村」について、次のように記述している。

#### (2) 競争力のある付加価値の高い農畜産物を生産する農業・農村

米については、「米政策改革大綱」に基づき、消費者重視、市場重視の考え方に立ち、需要に即した米づくりに対する各地域での取り組みを支援します。

園芸作物については、競争力の高い産地を育成するため、県オリジナル品種の導入・生産拡大に重点的に取り組むとともに、多様なマーケット需要に対応できる産地づくりや経営及び価格安定対策を実施します。

畜産については、高品質食肉を生産する生産基盤づくりを進めるとともに、信州産牛肉の利用を促進するため、新たに、牛肉のおいしさを客観的に判断できる仕組みづくりと認定を行い、信州産牛肉の利用促進とブランドの確立に努めます。

「競争力のある付加価値の高い農畜産物を生産する農業・農村」の目的は次の5つに分類できる。

- 需要に的確に対応した水田農業の推進
- 競争力の高い園芸産地づくり
- 安全でこだわりのある畜産物づくり
- 農業者の所得確保を目指した新たなマーケティング戦略の推進
- 農業を支える技術開発と効率的な普及

上記の目的を達成するため、県では、平成20年度において次の事業を実施するとしている。そのうちのいくつかは平成19年度において既に実施されている。

表1 「競争力のある付加価値の高い農畜産物を生産する農業・農村」として県が実施する事業（平成20年度）

No.	事業名	担当課
1	需要対応穀物生産強化事業	農業技術課
2	水田農業経営確立推進指導事業	農業技術課
3	《拡充》強い園芸産地育成事業	園芸畜産課
4	果樹産地整備促進事業	園芸畜産課
5	特産花き生産出荷安定資金造成事業	園芸畜産課
6	野菜産地体制強化緊急整備事業	園芸畜産課
7	野菜価格安定対策事業	園芸畜産課
8	きのこ農業緊急支援対策事業	園芸畜産課
9	信州こだわり食肉生産推進事業	園芸畜産課
10	《新》「信州の美味しい牛肉」認定事業	農業政策課
11	《新》新乳肉複合経営システム構築事業	園芸畜産課
12	《拡充》県産農産物消費拡大・販売促進事業	農業政策課
13	信州農産物輸出支援事業	農業政策課
14	信州オリジナル食材ブランド化推進事業	農業政策課
15	長野県原産地呼称管理制度運営事業	農業政策課
16	《拡充》信州伝統野菜認定・支援事業	園芸畜産課
17	信州ブランド農産物を創る知的財産活性化事業	農業技術課
18	農業改良普及事業	農業技術課
19	農政試験研究関係事業	農業技術課

## 2. 試験場の役割

### (1) 長野県の試験場の概要

現在、長野県には、農業関係の7つの試験場（農業総合試験場、農事試験場、果樹試験場、野菜花き試験場、畜産試験場、中信農業試験場、南信農業試験場）と、1つの支場（佐久支場）がある。これらの試験場では、「長野県農業の持続的な発展のために、長野県オリジナル品種の育成、収益性の高い農業生産技術、環境にやさしい農業技術、地球温暖化対策技術など、生産現場の問題解決や長期的な展望に立った技術開発を行っている。7」特に、長野県の場合、南北に長く、変化に富んだ気象条件を有しているため、農業生産を将来にわたって維持・発展させていくためには、これら自然環境と調和していくことが、現在の試験場における試験研究の大きな課題となっている。

平成20年度における、農政試験研究関係事業（農業試験場）の予算額と、平成17年度以降の試験研究で得られた技術件数は以下のとおりとなっている。

表1

(単位：千円)

事業名	予算額			
	国庫支出金	その他	一般財源	合計
農政試験研究関係事業	55,693	273,799	180,785	510,277

資料：「平成20年度 施策別予算・主要事業の概要」平成20年4月 長野県農政部

(注) 上記の予算には、水産試験場の予算も含まれている。

表2

(単位：件数)

項目	年度			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (目標)
試験研究で得られた技術	154	125	135	135
(内普及に移した技術)	84	58	76	87

資料：「平成20年度 施策別予算・主要事業の概要」平成20年4月 長野県農政部

### (2) 各試験場の概要

前述のとおり、長野県は7つの試験場を有しているが、その内4場が品目型（農事、果樹、野菜花き、畜産）、2場が地域対応型（中信農業、南信農業）、残りの1場が企画調整型（農業総合）の試験場となっている。それぞれの概要は次のとおりとなっている。

7 「平成20年度 施策別予算・主要事業の概要」平成20年4月 長野県農政部

#### ● 農業総合試験場

農業関係の7つの試験場に共通する分野を担当している。具体的には、環境と共生する農業、地域全体で支える農業、農作物の信州ブランドづくりの視点に立って、人や環境に優しく経営的にも持続可能な農業生産技術の開発に取り組んでいる。また、他の試験場が実施する試験研究課題の企画調整機能も担っている。職員数は、事務系が4名、技術系が22名で、合計26名となっている。

#### ● 農事試験場

依然として農業の主要な地位を占めている米麦等穀物を対象として、品質と生産性向上をめざした新品種の育成、省力、低コストをめざした効率的な栽培技術、水田の高度利用技術、環境にやさしい栽培・病虫害防除技術、気象災害防止等の試験研究を実施している。職員数は、事務系が0名、技術系が21名で、合計21名となっている。なお、事務については、農業総合試験場と一体として行われている。農事試験場の設置は、他の試験場よりも早く、明治30年に「長野県立農事試験場」として設置されている。



農事試験場八重森ほ場（2008年9月4日撮影）

#### ● 果樹試験場

長野県における果樹生産は、りんご、ぶどう、もも、なしの4大果樹を中心に農産物産出額の約19%を占めている。一方、近年、外国産果実の輸入解禁による国際化対応、産地間競争の激化、消費者ニーズの高級化と多様化、安全性指向の高まりへの対応など、解決すべき課題も多い。果樹試験場は、このような問題に対応するための、新品種の育成、高品質・高商品化栽培技術、省力・多収栽培技術、施設化、環境にやさしい栽培・病虫害防除技術及び気象災害の防止技術等の研究を実施している。職員数は、事務系が0名、技術系が24名で、合計24名となっている。農事試験場と同様、事務については、農業総合試験場と一体として行われている。



果樹試験場ほ場（2008年9月4日撮影）

#### ● 野菜花き試験場

従来、長野県の野菜、花き、きのこ等は、恵まれた気象条件と立地条件を活かし、全国有数の産地として発展してきた。しかしながら、一方で、近年の異常気象による作柄の不安定化、需要様態の変化による価格低迷、高齢化や担い手不足などによる生産力低下などの問題も顕在化している。これらの問題に対応するため、オリジナルの耐病性・高品質品種育成と新品目開発、環境にやさしい農業技術、低コスト・高品質生産技術、省力・軽作業生産技術等の研究を実施している。職員数は、事務系が2名、技術系が32名、佐久支場6名で、合計40名となっている。



野菜花き試験場ほ場（2008年9月4日撮影）

#### ● 畜産試験場

畜産試験場は、近年の畜産を取り巻く情勢の変化に対応するべく、ゆとりと魅力ある畜産経営の健全な発展のため、高品質畜産物の低コスト生産技術の実証、生産環境に適合した新技術の開発と実用化、家畜・飼料作物の育種・改良と増殖、自給飼料の成分分析等の試験研究を実施している。職員数は、事務系が3名、技術系が48名で合計51名となっている。



畜産試験場（信州黄金シャモ鶏舎）（2008年9月3日撮影）

#### ● 中信農業試験場、南信農業試験場

それぞれの地域の特色を活かした試験研究を実施している。職員数は、中信農業試験場が21名、南信農業試験場が22名となっている。

今回の包括外部監査においては、上記の試験場の内、農業総合試験場・果樹試験場・農事試験場、野菜花き試験場、畜産試験場を2日間にわたり訪問して、その業務等の内容を確認した。

#### （3）試験場の課題（総論）

今回の訪問によって、長野県が全国有数の農作物の総合供給産地としての地位を確立してきたのは、各試験場が今まで実施してきた5年先、10年先を見据えた技術開発の成果であることが認識できた。しかしながら、一方で、近年の気候変動や需要状況の変化、さらには国際化対応、産地間競争の激化などに対応するため、今後も多くの課題が残されていることも確認できた。この課題については、平成20年9月に、「県の行政機構のあり方のうち現地機関の見直しについて（答申）」が公表されているが、その中で、農業関係試験場に関して次のような課題が提示されている<sup>8</sup>。

<sup>8</sup> 「県の行政機構のあり方のうち現地機関の見直しについて（答申）」平成20年9月4日、長野県行政機構審議会

- 研究員が減少している中で、農業技術の高度化・専門化・多様化に伴った人員配置が十分でなく、試験研究のための体制が弱体化している。  
(人員は平成9年の264人に対して、平成19年は205人)
- 新たな研究施設や設備の整備への対応が難しい状況にある。
- 農業技術の高度化・多様化・専門化、産地間競争の激化、販売価格の低下、産出額の減少、農業者の減少、気象の温暖化に、早急に対応しなければならない状況にある。

また、これらの課題に対して、次のような見直しの必要性を述べている。

- 激化する国内外の農業の生産競争を勝ち抜くためには、品種や技術の開発力を強化することが必要であり、試験場の組織について、品目別を基本に、品目の適地性にも考慮した試験研究体制に再編することが適当である。
- その際には、南北に長く、標高差も大きいいため、最高・最低気温・平均気温や降水量など地域によって気象条件等が大きく異なる長野県の状況から、地域性も考慮した試験研究体制とすることが必要である。

今回の訪問の結果においても、上記の課題と見直しについては、概ね同じ意見である。以下においては、これらの基本認識をもとに、さらに個別の意見を述べる。

#### (4) 農業関係試験場に関する監査の結果と意見

##### ① 結果

特に問題となる点は見当たらなかった。

##### ② 意見

###### ア 事業ごとの支出決算額の算出について

各試験場の「農業関係試験場費」の支出決算額が、事業ごとに分けられていない。決算書上は区分する義務はないが、管理上、今後の事業の計画・立案の材料とするためにも区分する必要があるものと思われる。

#### 【説明】

試験場の予算については、農業総合試験場が調整役となり、次のようなフローで確定される。

- ・各試験場が、事業ごとに予算を見積もり農業総合試験場へ提示  
↓
- ・農業総合試験場が、各試験場とのヒアリング等を踏まえ、予算の取りまとめ  
↓
- ・農業総合試験場が、所管課である農業技術課と協議をし、予算要求額決定  
↓
- ・予算確定後、各試験場へ予算の配分  
↓
- ・各試験場は、配分された予算に基づき執行

各試験場で執行された事業は、支出決算上、一般会計の「(7) 農林水産業費」の「13 農業関係試験場費」に集約される。たとえば、畜産試験場においては、平成 19 年度の「13 農業関係試験場費」は、105,567,189 円（主な内訳、飼料費 33,319,365 円、消耗品費 13,863,806 円、光熱水費 13,438,389 円）となっている。しかしながら、「13 農業関係試験場費」の支出済額の事業ごとの内訳が把握されていない。（但し、事業をさらに細分化した研究課題ごとには、支出済額は把握されている。）

研究員が減少している中で、効率よく事業を遂行するためには、事業の選択と集中は必要不可欠となっている。従って、今後、事業単位でその必要性を判断する場合には、主要な事業については、予算ベースではなく、支出済額ベースで金額を把握し、県の研究開発の方向性を検討する必要がある。

#### イ 競争的資金等の活用

現在の厳しい財政状況下において、一般財源からの予算確保が厳しい状況にある。よって、今まで以上に、競争的資金<sup>9</sup>の確保に向けた努力や、独立行政法人からの受託試験の獲得に向けた努力が必要と思われる。

#### 【説明】

選択と集中によって、効率よく事業を実施し、成果をあげるとしても、最低限の予算の確保は必要となる。しかしながら、現在の厳しい財政状況下においては、どの自治体においても、今後最低限の予算の確保さえできるかどうかは不明な状況にある。そのような状況においては、少しでも外部資金を獲得する努力が必要となる。たとえば、農林水産研究高度化事業（実用技術開発事業）といった競争

<sup>9</sup> 競争的資金とは、農林水産省その他の資金を配分する主体が、研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金である。

的資金や独立行政法人からの受託事業の獲得に向けた努力を行う必要がある。すでに、今までにおいても、次表のように、これらの資金を活用しているが、今後よりもより一層の努力をする必要があると思われる。

表 3

(単位：千円)

区分		平成 19 年度		平成 20 年度	
		課題数	決算額	課題数	契約額
高度化	新規	0	—	0	—
	継続	13	45,052	10	28,671
	計	13	45,052	10	28,671
独法受託	新規	6	3,541	12	33,188
	継続	17	45,699	14	30,187
	計	23	49,240	26	63,375
合計		36	94,292	36	92,046

資料：長野県内部資料

(注1) 高度化とは、農林水産研究高度化事業（実用技術開発事業）である。具体的には、農林水産省が、産学官連携による共同研究グループを公募し、研究を委託する提案公募型の競争的資金である。

(注2) 独法受託とは、独立行政法人受託試験である。具体的には、農林水産省の委託プロジェクト研究について、農林水産省所管の独立行政法人から受託している試験である。

#### ウ 再編実施案について

「県の行政機構のあり方のうち現地機関の見直しについて（答申）」において、現状の7試験場＋1支場体制から、5試験場＋2支場体制への再編案が提案された。この案については、平成21年度以降実施する予定となっている。組織再編に合わせて人員についても最適配分を行うと同時に、特に研究部門の複数人体制の維持が必要と思われる。

#### 【説明】

答申においては、現在の7試験場1支場体制から、農業総合試験場と農事試験場を統合し（農業試験場）、さらに野菜花き試験場を塩尻市の中信農業試験場に移転統合し、現在の野菜花き試験場の所在地である長野市松代は北信支場にする事によって、5試験場2支場体制にするべきとの意見を述べている。この見解も含めて、試験場の再編は必要と思われる。しかしながら、再編が実効性あるものとするためには、人員配置も含めて、運用面も変化していかなければならない。農業総合試験場と農事試験場が名称は統合しても、実際の内部の人員配置が農業

技術の高度化・専門化・多様化に対応したものに变化していなければ、実効性ある再編とはならない。

#### エ 人員配置について

厳しい県の財政にあっても、試験場人員を削減すれば良いというものではない。人員政策においても、選択と集中によって、削減する事業と増強する事業を明確にする必要がある。

#### 【説明】

「再編実施案について」において実効性ある組織再編の必要性を記述したが、一方、試験場や事業自体の削減が、必ずしも人員自体を削減するべきとはならない。今まで構築されてきた事業のノウハウが、次世代に受け継がれていく（試験場レベルにおける技術の伝承）ためには、重要な事業について、世代の違う複数人の体制を構築する必要があるためである。人員体制についての検討を怠ると、試験場自体の専門性を確保していくことが困難となる可能性が生じる。よって、試験場の集約と事業の絞り込みを行い、その事業に対して人的資源を集中的に投入する姿勢が必要になると思われる。

今回の訪問において全体的に感じた印象としては、研究員の高齢化である。ある事業について、コアとなるスタッフが居なくなった場合に技術の伝承が十分にできるかは重要な問題である。

#### オ 施設の老朽化について

「県の行政機構のあり方のうち現地機関の見直しについて（答申）」において、新たな研究施設や設備の整備への対応が難しい状況にあるとの意見があるが、老朽化が進んだ施設は、事業の遂行に影響を及ぼさないように、随時補修等を行う必要がある。また、財産の有効活用の面からも、現在使用されていない施設は何らかの対応が必要である。これらは、事業の遂行に影響があるだけでなく、支出の平準化のためにも必要である。

#### 【説明】

今回、4つの試験場を視察したが、いずれも施設の老朽化が目立つ建物等があった。よって、老朽化によって事業の遂行に影響を及ぼす可能性がある施設は、計画的に補修等を行う必要がある。また、財産の有効活用の面からも、現在使用されていない施設は何らかの対応が必要である。たとえば、畜産試験場の職員宿舎の一部は、現在未使用のまま放置されている。今後も使用の見込みがないのであれば、取り壊した上で当該用地の有効活用の方策を検討する必要があるものと思われる。

### 3. 農業改良普及センター（農業改良普及事業）

#### （1） 農業改良普及センターの概要

##### ① 農業改良普及センターの概要

県は「競争力のある付加価値の高い農畜産物を生産する農業・農村」を実現するために、（地域）農業改良普及センターによる地域に密着した普及事業を展開することにより、農業を支える技術開発と効率的な普及を図ることを課題に挙げている。

（地域）農業改良普及センターに関しては地域農業改良普及センターの設置に関する条例にその定めがある。同条例によると（地域）農業改良普及センターは、農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第12条第1項に規定する普及指導センターとして設置されるもので、名称、位置及び管轄区域は、次のとおり定められており、現在10施設が設置されている。また、そのほかに支所が8か所設置されている。

表1 （地域）農業改良普及センターの名称等（平成21年1月現在）

名称	位置	管轄区域
長野県佐久農業改良普及センター	佐久市	南佐久郡 北佐久郡 小諸市 佐久市
長野県上小農業改良普及センター	上田市	小県郡 上田市 東御市
長野県諏訪農業改良普及センター	諏訪市	諏訪郡 岡谷市 諏訪市 茅野市
長野県上伊那農業改良普及センター	伊那市	上伊那郡 伊那市 駒ヶ根市
長野県下伊那農業改良普及センター	飯田市	下伊那郡 飯田市
長野県木曾農業改良普及センター	木曾郡木曾町	木曾郡
長野県松本農業改良普及センター	松本市	東筑摩郡 松本市 塩尻市 安曇野市
長野県北安曇農業改良普及センター	大町市	北安曇郡 大町市
長野県長野農業改良普及センター	長野市	埴科郡 上高井郡 上水内郡 長野市 須坂市 千曲市
長野県北信農業改良普及センター	中野市	下高井郡 下水内郡 中野市 飯山市

農業改良助長法 8 条における普及指導員に関する規定及び同 12 条におけるに（地域）農業改良普及センターに関する規定は次のとおりである。

#### 農業改良助長法における普及指導員の規定

（普及指導員）

第 8 条 都道府県は、前条第 1 項第 2 号、第 5 号及び第 6 号の協同農業普及事業を行うため、普及指導員を置く。

2 普及指導員は、次に掲げる事務を行う。

1. 試験研究機関、市町村、農業に関する団体、教育機関等と密接な連絡を保ち、専門の事項又は普及指導活動の技術及び方法について調査研究を行うこと。
2. 巡回指導、相談、農場展示、講習会の開催その他の手段により、直接農業者に接して、農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行うこと。

#### 農業改良助長法における（地域）農業改良普及センターの規定

（普及指導センター）

第 12 条 都道府県は、普及指導センター（以下「センター」という。）を設けることができる。

2 センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

1. 普及指導員が第 8 条第 2 項各号に掲げる事務を行うことにより得られた知見の集約その他農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動を行うこと。
2. 農業者に対し農業経営又は農村生活の改善に関する情報を提供すること。
3. 新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動を行うこと（第 7 条第 1 項第 5 号の研修教育を除く。）。

#### ② 普及指導員等の設置状況

農林水産省経営局普及・女性課監修の全国農業改良主務課長協議会による協同農業普及事業関係資料（平成 20 年 3 月）（以下「関係資料」という。）によると、平成 19 年度当初の都道府県別のセンターの設置数は図 1 の通りである。

長野県のセンターの設置数は 10 であり、都道府県別の順位では 11 番目である。

なお、平成 18 年の長野県の農業産出額（きのこ含む）は 2,759 億円で全国 10 位である。

図1 平成19年度当初の都道府県別の普及センター設置状況

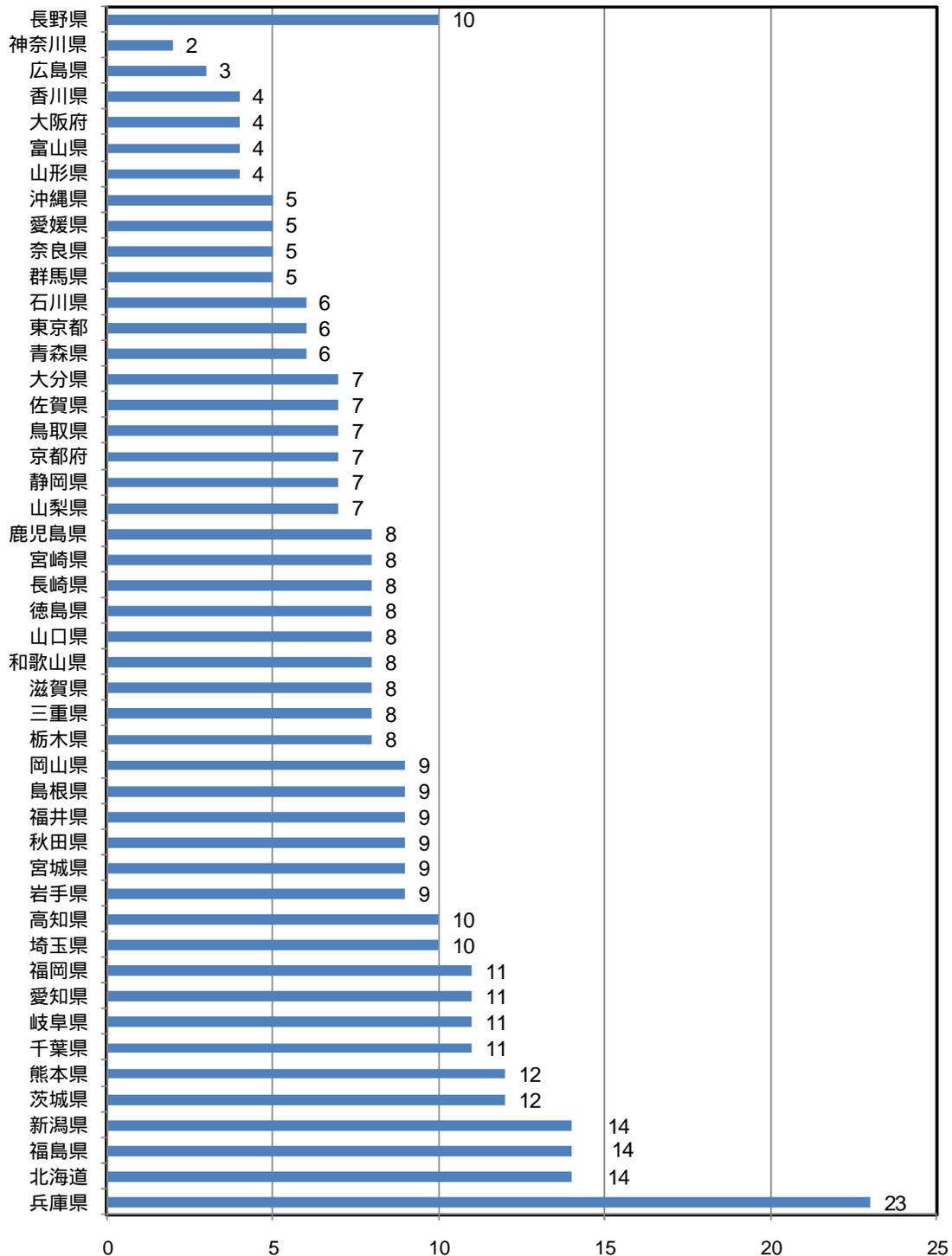
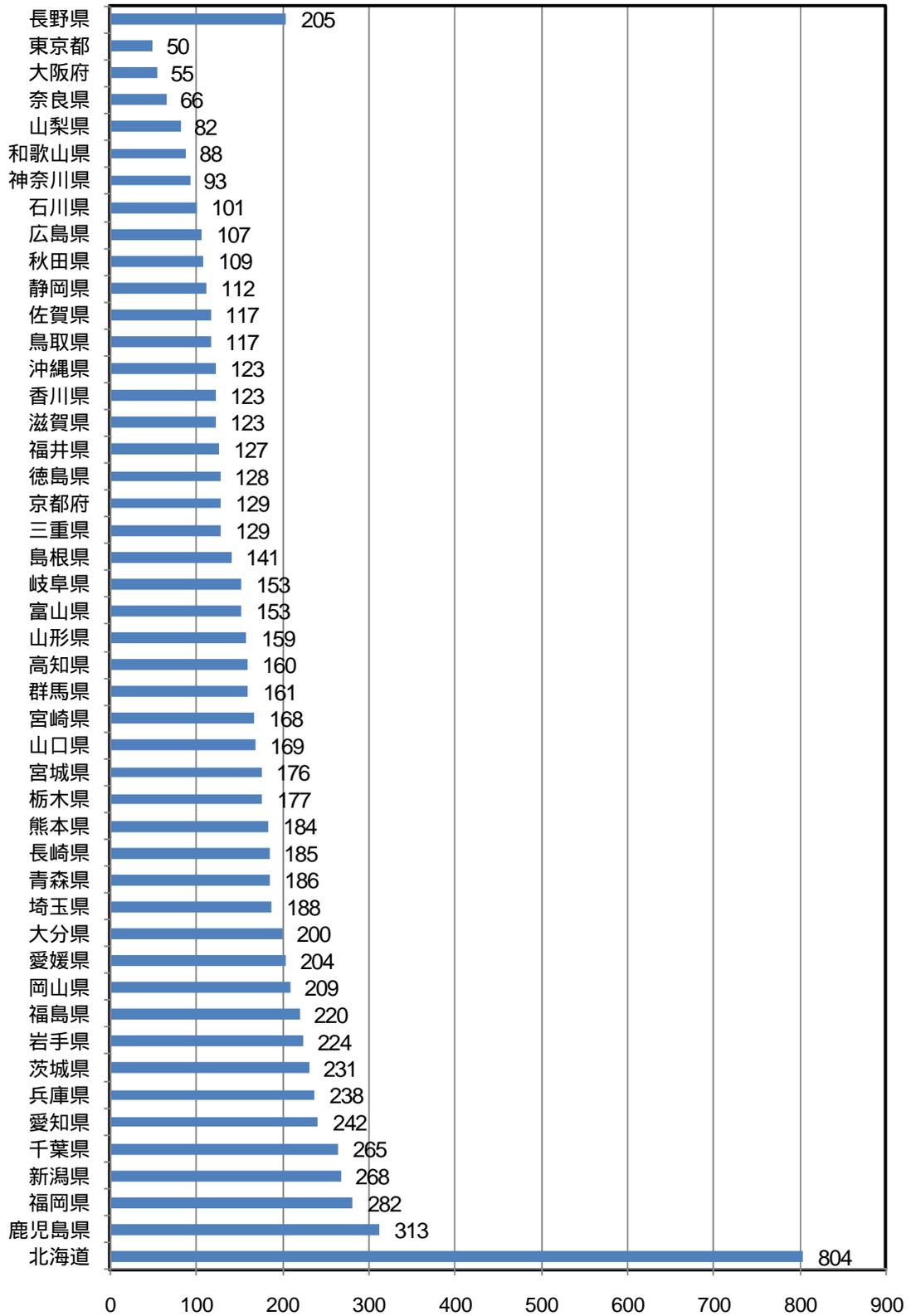


図2は、関係資料による平成19年度当初の都道府県別の普及指導員数の比較である。

長野県のセンターの普及指導員数は205人（本庁の農業技術課職員等を含む）であり、都道府県別の順位は12番目である。

図2 平成19年度当初の都道府県別の普及指導員数



### ③ 営農指導員

普及指導員とは異なる制度として、営農指導員という制度がある。営農指導員は農協の職員で、組合員のために農業の経営及び技術の向上に関する指導を専門に行う者である。具体的には、個別作物の技術・経営的な指導から、生産部会の組織化、さらに管内市町村と連携した地域農業の振興計画の策定及び実践、あるいは農業の担い手の育成確保、土地利用調整等、地域農業資源の有効利用まで極めて幅広い業務を行う。

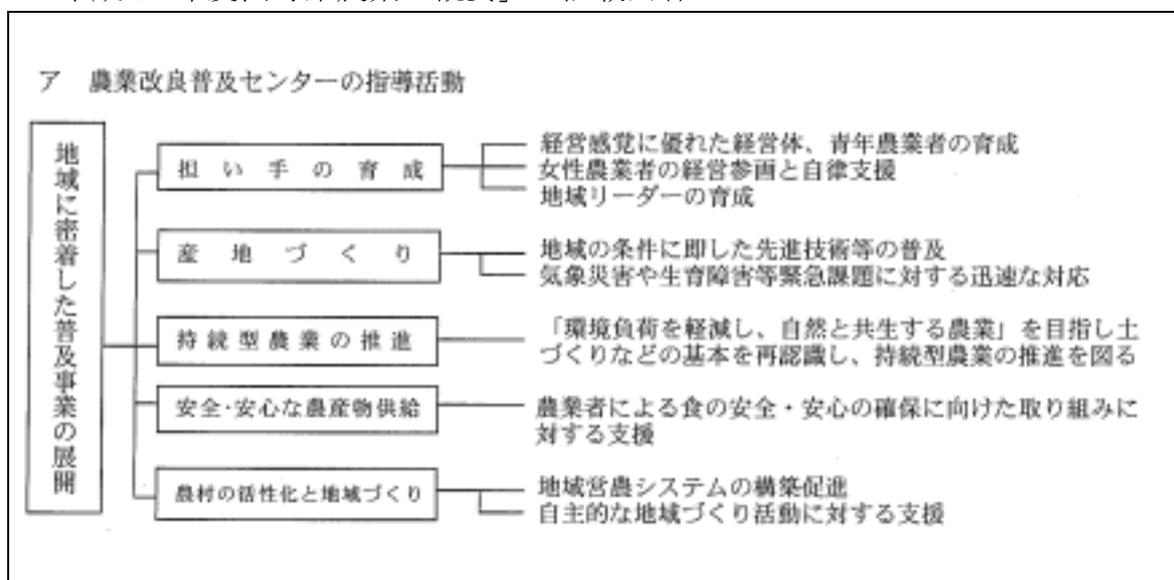
農業協同組合法第10条においては、平成13年の法改正により、農協の行う事業の筆頭に「組合員のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導」が挙げられ、営農指導事業の農協事業に占める位置付けが明確にされている。

## (2) 農業改良普及センターに対する県の動き

### ① 振興計画

振興計画では、農業を支える技術開発と効率的な普及を図ることを課題に挙げており、農業改良普及センターに関しても、専門化・多様化するニーズに応えるため、普及指導員の技術・経営指導能力の向上を図り、実践的かつ総合的な課題解決能力の向上を進めるとしている。また、「平成 20 年度長野県農業の概要」において、農業改良普及センターの指導活動について、次のようにまとめている。

### 「平成 20 年度長野県農業の概要」の記載内容



② 「県の行政機構のあり方のうち現地機関の見直しについて」

県においては、平成 19 年 3 月に長野県行政機構審議会に対して、県の行政機構のあり方についての諮問がなされており、これを受けて平成 20 年 9 月に答申（「県の行政機構のあり方のうち現地機関の見直しについて」（以下「答申」という。）がなされている。

答申は農業改良普及センターのあり方についても言及しており、現在 8 か所にある支所を本所（10 か所）に統合することが適当としている。

答申における農業改良普及センターのあり方についての記載内容

(ウ) 農業改良普及センター〔現行 10 所 8 支所〕

【現状と課題】

- ・農家数（販売農家数）の減少（販売農家数 H7 103,466 戸 ⇒ H17 74,719 戸）
- ・農業産出額の減少（H9 334,760 百万円 ⇒ H18 275,880 百万円）
- ・組織を見直さず職員定数を削減してきたため、専門項目ごとの普及員の配置が難しくなっており、専門的知識経験を要する業務の体制が弱体化（H9 249 人 ⇒ H19 182 人）

【見直しの方向性】

平成 9 年に現行の 10 所 8 支所（当時は 9 支所）体制に統合して以来 10 年余の間に職員定数が削減されてきた状況に対して、その組織的対応として、少人数が分散配置されているセンター職員の体制を集約し、効率的な組織にするとともに、地方事務所農政課や農業関係試験場との十分な連携を図るため、支所は本所に統合することが適当です。

ただし、農業生産の拠点地域を抱えているといった状況や、本所と管内市町村間の時間距離など地域の特殊事情を考慮することが必要です。

答申の素案に対して、県民の意見募集が行われており、農業改良普及センターについても意見が寄せられている。県のホームページによると、県民からの意見の概要は次のとおりである。

- ・ 駒ヶ根支所が廃止された場合、拠点が伊那に移ることとなり、中川村から片道 1 時間もの移動時間がかかり、今までどおりの迅速で細やかな対応が難しくなると思われます。（中川村 男性）（他に同趣旨の意見 3 件）
- ・ 須坂支所は、今日まで、須高地区における産地形成と地域ブランド化による付加価値の高い農業の推進、地域に密着した農業指導、農業後継者の育成等において、重要な役割を担っており、本所に統合されてしまうことにより、地域とのつながりが薄れてしまう可能性が生じてしまいます。農業者の皆さ

んの経営相談や技術指導等に迅速に対応いただくためにも、須坂支所の存続はもちろんのこと更なる充実を求めるものです。

(北信地区 首長) (他に同趣旨の意見 1件)

### (3) 農業改良普及センターに関する監査の結果と意見

#### ① 結果

特に問題となる点は見当たらなかった。

#### ② 意見

ここ10年間の普及指導員数の定数の減少(平成9年度249人⇒平成19年度182人)を見ると、答申の農業改良普及センターに関する指摘である「これまで組織を見直さずに職員数を削減してきたために、1所当たりの職員数が減少し、組織として専門性を確保していくことが難しい状態が生じている。」という状況は十分に想定できるものである。したがって、専門職の相互配置など現地機関間の連携の強化が必要であり、そのためには支所を本所に統合することにより現地機関を再編するという答申の提言も一つの方法ではないかと思われる。しかしながら、答申に対する県民の意見が示すように、支所を本所に統合することにより、農業改良普及センターと地域とのつながりが薄れてしまう可能性がある。

農業改良助長法が規定する普及指導員及び農業改良普及センターが果たすべき役割、あるいは振興計画等に記載する普及指導員及び農業改良普及センターの今後の方向性を踏まえると、普及指導員及び農業改良普及センターには農業の技術的な指導だけではなく、農業経営全般に関わる普及指導が期待されていることが窺える。また、担当課等へのヒアリング等を行った結果においても、普及指導員及び農業改良普及センターは、県の組織の中で農業従事者と直接接触する機会のある数少ない組織であり、農業技術の普及指導、経営相談等だけではなく、現場で生じた農業に係るあらゆる課題について農業改良普及センターに持ち込まれるなど、様々な活動が求められている状況が把握できる。このため、振興計画で想定する本来の役割と実際の活動にはギャップが生じ、現場では普及指導員及び農業改良普及センターの役割分担が不明瞭になっている可能性がある。関係機関・団体の役割が不明瞭である場合、普及指導員及び農業改良普及センターの責任、あるいは達成すべき成果が不明確となってしまうことを意味する。

県が普及指導員及び農業改良普及センターを設置し、振興計画に記載している基本目標『食と農が織りなす元気な信州農業』を目指すのであれば、普及指導員及び農業改良普及センターの現状の活動内容を詳細に分析し、実情を把握して、普及指導員及び農業改良普及センターの果たすべき役割、責任、達成すべき成果を改めて検討する必要がある。

## 第5章 農地政策と担い手育成事業

### 1. 農地政策について

#### (1) 農地の現状分析

##### ① 耕作面積の推移

平成19(2007)年における耕地面積は、水田56,800ha、畑55,500haである。1970年と比較すると、水田は30,900ha減少(35.2%減少)し、畑は26,700ha減少(32.5%減少)した。地目別の減少率では樹園地の減少(24,300ha、59.4%減少)が大きい。

【耕地面積】 (単位: ha)

年次	区分	水田	畑			合計	
			普通畑	樹園地	牧草地		
1970年		87,700	82,200	37,200	40,900	4,080	169,900
1975年		80,900	74,600	35,200	35,000	4,430	155,500
1980年		75,700	71,700	37,600	29,300	4,840	147,400
1985年		73,900	70,700	38,400	27,300	4,980	144,600
1990年		70,800	66,700	38,200	23,900	4,650	137,500
1995年		65,400	61,900	36,600	20,800	4,510	127,300
2000年		59,600	58,600	36,300	18,400	3,920	118,200
2001年		59,100	57,800	35,900	18,000	3,870	116,900
2002年		58,800	57,300	35,700	17,700	3,800	116,100
2003年		58,500	56,800	35,600	17,500	3,720	115,300
2004年		58,100	56,300	35,300	17,300	3,650	114,400
2005年		57,600	55,900	35,200	17,100	3,570	113,600
2006年		57,200	55,700	35,400	16,800	3,550	113,000
H19(2007)年		56,800	55,500	35,400	16,600	3,500	112,300
2007/1995 (%)		86.9	89.7	96.7	79.8	77.6	88.2

資料:「耕地及び作付面積統計」

耕地の拡張・かい廃面積をみていくと、拡張(増加要因)は、開墾、干拓、埋立て及び復旧、田畑転作によって生じる。かい廃(減少要因)は、自然災害及び人為かい廃、田畑転作によって生じる。平成4年から17年までの間で、田・畑の拡張が622ha、かい廃が22,299ha、差引純減が21,677haであった(田畑転換除く)。農地への投資による面積の拡張よりも、かい廃による面積の減少のほうがはるかに大きいことがわかる。かい廃の内訳では、耕作放棄が7,940haで最も多く、宅地等7,152haが次に大きい。

農地の拡大の動向

(単位ha)

	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	14からの累計
田開墾	143	172	34	20	19	14	40	28	26	29	8	13	18	14	578
畑復旧	0	0	0	0	34	8	0	0	0	2	0	0	0	0	44
合計	143	172	34	20	53	22	40	28	26	31	8	13	18	14	622

(資料:農林省省管11都府県耕地及び作付面積統計)

農地のかい廃の動向(田圃種別別)

(単位ha)

	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	14からの累計
かい廃	2,624	2,132	1,965	1,797	2,078	2,080	1,950	1,640	1,530	1,350	823	787	891	652	22,299
人為かい廃	2,624	2,132	1,965	1,726	2,078	2,080	1,950	1,640	1,530	1,350	823	787	891	652	22,228
工場用地	174	165	122	131	130	89	96	81	44	48	41	36	41	43	1,241
道路・鉄道用地	276	223	343	155	127	196	127	80	62	56	59	56	26	24	1,811
宅地等	615	628	749	717	751	732	534	455	489	411	317	263	248	243	7,152
農林道等	20	54	47	40	29	42	26	29	24	22	21	18	14	12	398
植林	38	49	41	41	63	40	32	32	38	20	25	16	13	16	464
その他	1,501	1,014	669	634	979	980	1,130	963	875	789	360	398	549	314	11,145
耕作放棄				627	976	977	1,130	961	869	782	360	398	548	312	7,940
自然災害	0	0	0	71	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	73

(資料:農林省省管11都府県耕地及び作付面積統計)

② 農地転用の現状

農地転用（農地を農地以外のものにする）の場合には、農地法に基づき、農林水産大臣又は知事の許可を要するとしている。また、農地転用を許可された土地が、転用目的に供されないまま放置されたり、転売されたりしないように、農地転用許可時の審査を厳正に行いその防止に努めるとともに、許可後の転用事業の進捗状況の把握や計画どおり適正な土地利用がなされるように指導を行ってきている。

県における平成元年から18年までの転用面積は、15,145haであり、その推移は次のようである。また、転用目的をみると、住宅用地、その他業務、公的施設（道水路等）の順で割合が高い。高速道路網の整備に伴う開発などによるかい廃面積が大きかったこともある。

<転用面積の推移>

暦年	転用面積 (ha)
平成元年	1,058.7
2	1,120.8
3	1,258.7
4	1,207.1
5	1,237.2
6	1,139.4
7	1,004.4
8	913.9
9	882.9
10	757.6
11	740.1
12	667.2
13	636.6
14	555.9
15	524.5
16	494.1
17	483.5
18	462.8
合計	15,145.4

(注)許可・届出・許可不要の全てを含む  
(資料:長野県)

<転用目的別分類>

用途	転用面積 (ha)	構成比
住宅用地	4,813.1	31.8%
公的施設用地	2,819.0	18.6%
学校	99.5	0.7%
公園	367.0	2.4%
道水路	2,266.1	15.0%
官公・病院	86.7	0.6%
鉱工業(工場)用地	1,983.2	13.1%
その他業務	4,146.1	27.4%
植林	627.5	4.1%
その他	755.9	5.0%
合計	15,145.4	100.0%

(注)  
その他業務は、商業サービス、農林漁協施設、駐車場・資材置き場  
(資料:長野県)

③ 耕作放棄地の現状

平成 17 (2005) 年における耕作放棄地 (土地持ち非農家を含む) は、17,094ha であり、経営耕地面積 80,792ha と耕作放棄地の合計面積の 17.5% を占め、全国平均の 9.7% を上回っている。

【耕作放棄地の状況】

(単位: ha, %)

年次	経営耕地面積 A	耕作放棄地 B	耕作放棄地 B			耕作放棄地率 B/(A+B)	全国の放棄率
			田	畑	樹園地		
H 7(1995) 年	98,066	9,548	2,155	6,540	853	8.9	3.9
H 12(2000) 年	89,342	15,604	-	-	-	14.9	8.2
		10,907	3,074	6,982	851	10.9	5.1
H 17(2005) 年	80,792	17,094	-	-	-	17.5	9.7
		11,065	-	-	-	12.0	5.8

資料:「2006 農林業センサス」(上段は土地持ち非農家を含む)

耕作放棄地の発生原因は、高齢化・労働不足、傾斜地で土地条件が悪い、野生鳥獣による被害が多い、という理由が大きいという結果が出ている (平成 19 年に農林水産省が実施した農振農用地区域内の耕作放棄地に係るアンケート調査結果より)。長野県は、中山間地域が多く、高齢化の進展が全国より早く、担い手の減少が著しいといえる。

#### ④ 耕作放棄地の解消に向けた取組み

県は、耕作放棄地の解消面積の目標を 2,930ha(平成 23 年度)と設定し、全ての耕作放棄地の状況を把握し、農業的利用ができる土地と、農業的利用ができない土地に振り分けを実施している。「農地」(農業的利用ができる土地)と判断した耕作放棄地について、耕作放棄地解消計画を策定し、3つの解消分類(営農再開、基盤整備後に営農再開、保全管理)に位置づけ、それぞれの分類に応じた支援策を実施していく計画である。

補助事業等による耕作放棄地の解消実績は、平成 12 年から 19 年までで 134ha になる。

#### <補助事業等による耕作放棄地の解消実績(累計)>

年度	解消面積(ha)
平成12年	12.6
平成13年	21.2
平成14年	42.8
平成15年	62.4
平成16年	87.0
平成17年	108.0
平成18年	117.0
平成19年	134.0

(資料：長野県)

#### (2) 経営体への農地の集約化

県では、認定農業者等への農用地利用集積を進めている。農地の利用集積の現状は次表のとおりである。平成 19 年度において、認定農業者等の集積対象者(11,889 人)への農用地利用集積面積は 35,971ha であり、耕地面積 112,300ha の 32%である。利用集積状況を見ると、自己所有が 17,660ha(構成比 49%)に対して、借入地 12,178ha(34%)、作業受託地 6,133ha(17%)となっており、平成 12 年度と比較して借入地の面積が増加し、利用権の拡大が進んでいることがわかる。

県の『食と農業農村振興計画』では、平成 24 年度の効率的経営体への利用集積率の目標値は 40%となっている。

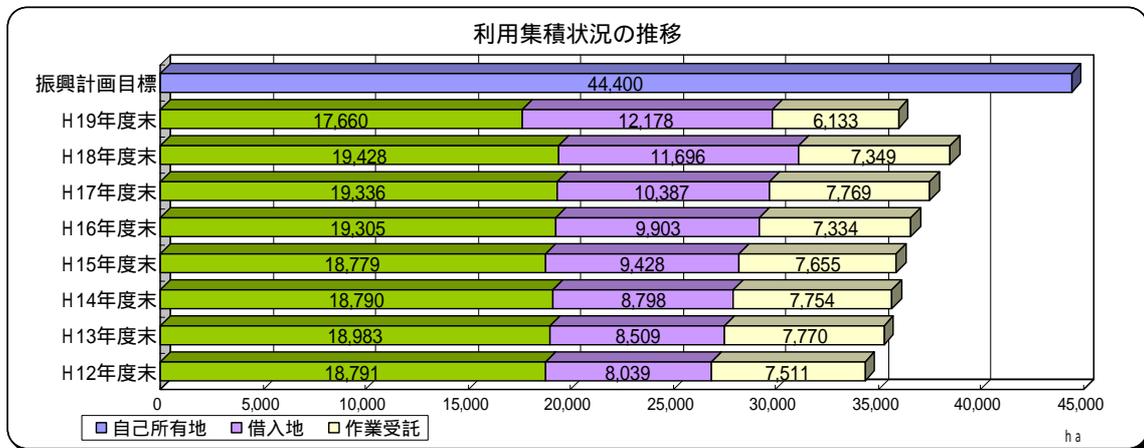
<年度別実績>

長野県食と農業農村計画ベース

(単位：ha、%)

年度	耕地面積 A	利用集積 面積 B	利用集積			利用集積 率 B/A	集 積 対象者数	H24年度 振興計画 集積目標
			自己所有地	借入地	作業受託地			
19	112,300	35,971	17,660	12,178	6,133	32.0	11,889	44,400 (40.0%)
18	113,000	38,473	19,428	11,696	7,349	34.0	14,742	
17	113,600	37,492	19,336	10,387	7,769	33.0	14,805	
16	114,400	36,542	19,305	9,903	7,334	31.9	14,989	
15	115,300	35,862	18,779	9,428	7,655	31.1	14,285	
14	116,100	35,657	19,105	8,798	7,754	30.7	14,386	
13	116,900	35,262	18,983	8,509	7,770	30.2	14,412	
12	118,200	34,341	18,791	8,039	7,511	29.1	13,913	

(注) ・ラウンドの関係で計が一致しない



(資料：『農業構造政策推進資料（平成 20 年度版）』長野県農業会議)

地方事務所別の実績と目標は次表のとおりである。

平成 19 年度末における利用集積状況をみると、面積的には松本、佐久が大きく、農地集積率では北安曇、松本が 50%前後と高い。他方、木曽は面積、集積率ともに低い。基本構想目標（45%）を達成するためには、佐久、上小等における集積率の向上が課題である。

< 地方事務所別（平成20年3月末現在） >

(単位：経営体、ha、%)

地名	農用地面積 A	基本構想集積 目標面積 B	認定農業者等への集積状況				農地集積率（農用地面積ベース）			対基本構想目標達成率	
			基本構想水 準到達者 C	認定農業者 特定農業団体 D	今後育成す べき農業者 E	合 計 F=C+D+E	基本構想 目 標	H20/3末		F/B	(C+D)/B
								F/A	(C+D)/A		
佐 久	16,508	8,915	(74) 192	(1,515) 4,709	(439) 830	(2,028) 5,732	54.2	34.7	29.7	64.3	55.0
上 小	10,291	4,699	(32) 191	(385) 2,115	(390) 1,082	(807) 3,387	47.8	32.9	22.4	72.1	49.1
諏 訪	5,384	1,844	(133) 215	(474) 1,471	(146) 362	(753) 2,048	39.2	38.0	31.3	111.1	91.4
上伊那	13,366	6,206	(41) 233	(531) 3,434	(57) 245	(629) 3,913	56.9	29.3	27.4	63.0	59.1
下伊那	9,604	2,642	(351) 504	(652) 1,158	(405) 580	(1,408) 2,242	35.3	23.3	17.3	84.9	62.9
木 曾	2,183	526	(0) 0	(58) 228	(24) 116	(82) 344	40.3	15.8	10.4	65.4	43.3
松 本	17,901	10,287	(93) 516	(1,497) 7,098	(414) 1,048	(2,004) 8,661	48.0	48.4	42.5	84.2	74.0
北安曇	5,090	3,049	(10) 35	(220) 2,227	(168) 415	(398) 2,678	52.0	52.6	44.5	87.8	74.2
長 野	18,695	5,714	(49) 98	(812) 1,735	(1,447) 1,512	(2,308) 3,346	39.1	17.9	9.8	58.6	32.1
北 信	9,938	4,204	(319) 429	(887) 2,501	(269) 690	(1,475) 3,620	46.0	36.4	29.5	86.1	69.7
合 計	108,960	48,086	(1,102) 2,413	(7,031) 26,676	(3,759) 6,881	(11,892) 35,971	45.0	33.0	26.7	74.8	60.5

(注)・ラウンドの関係で計は一致しない ・集積状況欄の上段( )内は経営体数、下段は集積面積

(資料：『農業構造政策推進資料（平成20年度版）』長野県農業会議)

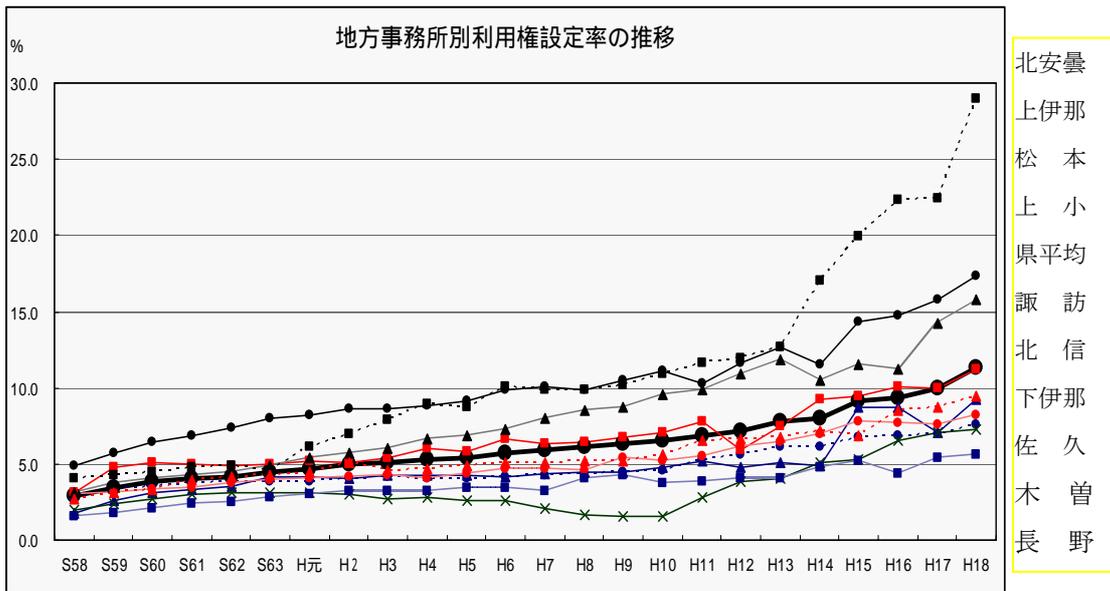
農地流動化の状況についてみると、平成18年度末の流動化面積は21,054ha、流動化率15.8%となっており、流動化が着実に進展しているといえる。推進実績は下表のとおりである。

区 分	H10年度末	H11年度末	H12年度末	H13年度末	H14年度末	H15年度末	H16年度末	H17年度末	H18年度末
農地流動化面積 (農地流動化率)	13,871 (10.3)	14,285 (10.6)	14,921 (11.1)	15,805 (11.8)	16,363 (12.2)	18,085 (13.4)	18,395 (13.7)	19,449 (14.5)	21,054 (15.8)
農業経営基盤強化促進法 (利用権設定率)	10,674 (6.5)	11,043 (6.8)	11,631 (7.2)	12,463 (7.8)	12,951 (7.9)	14,628 (9.1)	14,882 (9.3)	15,886 (10.0)	17,436 (11.3)
農地法(第3条)	3,197	3,242	3,290	3,342	3,412	3,457	3,513	3,563	3,618

(注)1「農地法」：相手方中核農家の所有権移転・賃借権設定の数値を集計(ストック)  
2(利用権設定率)：利用権設定面積(ストック)÷農振現況農用地面積(132,916ha(H19.3月末))  
3(農地流動化率)：(利用権設定面積+所有権移転面積(ストック)+農地法3条)÷農振現況農用地面積(132,916ha(H19.3月末))

(資料：『農業構造政策推進資料（平成20年度版）』長野県農業会議)

地方事務所別の利用権設定率の推移は下表のとおりであるが、北安曇、上伊那、松本が高い。



(資料：『農業構造政策推進資料（平成20年度版）』長野県農業会議)

### (3) コメの生産調整（減反政策）について

#### ① 生産調整をめぐる政府の見直し議論

コメの生産調整（減反）とは、国内でコメの消費が低迷するために、主食用米の生産数量の目標を決めて作付けを減らし、余らないように調整することをいう。1971年に始めて、現在では、国内の水田約270万haのうち、主食米は約6割でまかなえている。残りは補助金を使って麦や大豆などへの転作を促している。

また、政府備蓄米による需給調整や、高関税で保護しているコメの価格政策に対しては、世界貿易機関（WTO）のルールで、一定の輸入が義務づけられているという問題も指摘されている。今後のWTO交渉において、コメの関税率の削減や輸入義務量の増加の可能性もある。

平成21年1月に農林水産省は農政の基本計画の見直しに着手し、生産調整（減反）を含めたコメ政策が焦点となっている。

生産調整については、これを廃止して、生産量の増加による米価の低下に対しては、農家の所得減少を補償するような直接支払いへ転換すべきであるという意見もある。これは、米価が下がれば消費者にメリットが生じ、税金を使って農家への直接支払い（所得補償）をすること以上に国民にメリットがあるという考え方である。また、農家にとっては、直接支払いによる収入をもとに地代を払うことができるので農地の集約化に寄与できるという考え方である。しかしながら、投入する税金の総額が大幅に増加する可能性があり、現実化するかどうかはわからない状況である。

政府における農政改革の行方は、県の農業政策にも多大な影響があり、注視し

ていきたいが、本報告書では、生産調整に関する県の考え方と現状を検討するものである。

## ② 長野県の実産調整に関する考え方と現状

県の生産調整の現状は下記のとおりである。

県の水田の本地面積は 49,400ha であるが（平成 19 年）、生産調整（減反）による作付実績面積は 33,821ha（平成 20 年の作付目標面積 33,240ha を若干超過している）であり、水田全体の約 69%に相当する。

### <米の実産調整の実施状況（平成 20 年産米）>

区 分	主食用等米の 生産目標数量	左を換算した 作付目標面積	作付実績面積
全 国	8,149 千トン	1,542 千 ha	1,596 千 ha
長野県	206,910 トン	33,240 ha	33,821 ha

（資料：長野県）

### <平成 21 年産米の生産目標数量（需要量に関する情報）>

区 分		全 国	長 野 県	長野県のシェア
平成 20 年産米		815 万トン	206,910 トン	2.54%
平成 21 年産米		815 万トン	206,840 トン	2.54%
前年との 比 較	数量	0	▲70 トン	
	比率	—	▲0.03%	

（資料：長野県）

県の生産調整においては、飯米地帯（自家用米）、ブランド米地帯の双方に配慮しながら、売れる米の産地にウエイトを置き、将来の米の産地の作付比重が高まるように、下記のような配分ルールに基づき実施している。

需要に応じた売れる米づくりを推進する観点から、生産調整に参加する農業者等にとって、売れる米の産地に配慮し、実需者と「おいしさ・値頃感」等により結びついている数量を、12.5%の割合を算定の要素（実需者との結びつき）としている。また、生産効率性を高める目的から担い手への集積面積に 10%を配分して、将来的に米の産地の作付比重が高まるよう措置している。

<長野県の生産調整目標の配分ルール>

(H19～H21・長野県水田農業推進協議会決定)

<配分ルール>	
①農家の自家用米（飯米）として	全体の 20%程度
②売れる米づくり・担い手育成等への誘導	全体の 30%程度
○実需者との結びつき	12.5%
○担い手への集積面積	10%
	(うち水田経営所得面積割合 1%)
○有機・直播栽培、ブロックローテーション	7.5%程度
③過去の米の生産実績・産地の意向等	全体の 50%程度

(4) 農地政策に関する監査の結果と意見

① 結果

特に問題となる点は見当たらなかった。

② 意見

県の農業の特色として、コメに比べて園芸（野菜、果樹等）の比率が高い。同じ土地を使った農業といっても、コメは農地集約型であり、園芸（野菜、果樹等）は労働集約型である。したがって、コメについては、経営効率化を図るために、担い手への農地の利用集積を進めることが今後とも必要である。園芸は、個別経営を中心にしながら、地域によっては法人等の担い手への農地集積が必要である。

農地の利用集積の地域別の目標は示されているが、それは過去の実績をベースに、県の基本方針における目標値を踏まえて設定しているものである。地方事務所別の集積率や利用権設定率をみると、北安曇、上伊那、松本が高く、それらの地域を核として県全体の集積率を高めることを目指している。

私たちの問題意識としては、地域別の目標の実現に向けて、より具体的な農地の利用集積の目標を描くことが必要であると考えます。また、農産物（コメ、園芸等）の特性を加味して、全体の底上げを検討することも必要ではないでしょうか。

## 2. 担い手育成事業

### (1) 担い手育成事業の概要

#### 農家数の推移

	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年
総農家数(戸)	175,637	162,298	149,078	136,033	126,857
販売農家数(戸)	129,646	115,637	103,674	90,401	74,719

#### 基幹的農業従事者の推移

	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年
16～39歳	15,335人	10,686人	5,670人	3,933人	3,262人
40～59歳	68,479人	47,584人	30,788人	21,737人	17,217人
60歳以上	77,648人	86,558人	86,485人	66,433人	68,187人
合計	161,462人	144,828人	122,944人	92,103人	88,666人

#### 農用地の推移

	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年
水田(ha)	73,900	70,800	65,400	59,600	57,600
畑(ha)	70,700	66,700	61,900	58,600	55,900
合計	144,600	137,500	127,300	118,200	113,600

#### 新規就農者の推移

2000年	2004年	2005年	2006年	2012年(目標)
154人	155人	141人	154人	200人

長野県では、農家の戸数、基幹的農業従事者、農用地のすべてが減少傾向にある。また、基幹的農業従事者の年齢をみると、16～59歳までの減少が大きく、高齢化が進行している。このため、将来の農業の担い手を育成することが急務となっている。

そのため、2012年に新規就農者数200人という目標を掲げているが、近年の新規就農者数は150人程度となっており、現状では、目標の達成は、難しい状況にある。

このような状況で長野県では、新規参入者には、段階に応じた研修体系があり、手厚い支援を行っている。

### 新規参入者の研修体系

就農相談会：東京などで年 30 回程度開催し、広く就農希望者を集める入口



アグリターン農業研修：就農希望者を対象に 2 泊 3 日の農業体験研修



新規就農基礎研修：就農希望者を対象に里親研修前に、1 年間栽培技術と経営管理を取得する研修



新規就農里親研修：新規参集者の就農を支援する意欲のある農業者「里親」のもとで、2 年程度の実践的な研修

新規就農里親研修終了後も里親は、耕作地の紹介などの支援を行っており、新規就農者には欠かせない存在になっている。

### (2) 里親および研修生の状況

	H16	H17	H18	H19	H20 見込
里親登録農業者	197	226	243	243	219
里親研修生	40	36	29	22	25

### 里親のアンケート結果（平成 18 年 9 月）

回答	回答数	%
研修生の性格や技量に合わせ対応するのが大変	12	26.7
農地を世話することが最も気を遣う	5	11.1
独立して軌道に乗るまで責任がありプレッシャーとなる	5	11.1
研修生との意思疎通が難しい	4	8.9
住宅の確保が難しく苦勞する	4	8.9

研修生のアンケート結果（複数回答、平成 18 年 9 月）

回答	回答数	%
生活資金が十分確保できない	29	60.4
就農準備の資金不足	20	41.7
休暇がとれない	11	22.9
仲間の不在	9	18.8
予定していた農業技術が思ったように習得できなかった	7	14.6
農業情報が少ない	6	12.5
里親とコミュニケーションをとることが難しかった	5	10.4
体力不足・健康上の不安	5	10.4

里親登録数は、平成 20 年に制度開始後 5 年が経過し、初めての更新時期を迎えたところ、高齢化等の理由で更新をしなかった里親がいるため、減少している。研修生は、就農意志が強く、明確な就農プランを持ち里親とマッチングできた就農希望者の受け入れを行っているため、減少傾向にある。

また、アンケート結果を見ると、里親は研修生との接し方など、研修のやり方に悩みを持っており、研修生は生活資金など金銭面で悩みを持っていることがわかる。

### （3） 監査の結果と意見

#### ① 結果

特に問題となる点は見当たらなかった。

#### ② 意見

##### ア 「担い手」の定義について

現状は、自立経営を目指す農業者を担い手として育成しているが、セミナー等の参加者では、自給的農家を希望する者が多数参加している状況がある。自立農業者としての農業を前提としていては、担い手の範囲が限られるため、耕作面積の減少や担い手不足に歯止めがかからない状況にある。

このため、担い手不足を補うためには、担い手の対象として雇用就農や団塊の世代等農業基盤のない就農希望者まで幅広く考えることも必要なので検討されたい。

##### イ 里親に対する支援

里親には、毎月 5 万円が支給されるという、経済的な支援はあるが、研修ノウハウの共有化などの面からの支援がなく、負担となっていることが、アンケート結果からもわかる。

里親は、農業経営の専門家ではあるが、研修の専門知識はないため、里親の負担を軽減するために、研修ノウハウの共有化などの面からの支援制度を整備することを検討されたい。

#### ウ 研修生に対する支援

研修生には、長野県農業担い手育成基金による研修助成金や貸付金の制度はあるが、研修期間の経済的な支援が充分でない状況にある。

この結果、経済面がネックとなって就農希望者が研修開始をあきらめるケースもあると思われる。

研修生へのアンケート結果でも、経済的な悩みがあることが読み取れることから、経済的な支援制度の充実を検討されたい。

#### エ 事業の効果測定とこれに基づく予算策定

担い手の育成は、いくつかの事業で行っているが、担い手事業の中で行っているどの事業が、担い手育成のために最も効果的な事業であったかという効果測定や検証がなされていないため、予算の効果的な配分がなされていない可能性がある。このため、検証制度の高い効果測定を行い、より効果のある分野に重点的に予算配分を行う必要がある。

## 第6章 農産物マーケティング

### 1. 農産物マーケティングの概要

長野県には農業政策課農産物マーケティング室が設置されている。その目的は、農産物のマーケティングについて、これまでの“プロダクト・アウト”（作ったものを売る）の発想ではなく、“マーケット・イン”（売れるものを作る）の発想により、綿密なPR戦略と魅力的なクリエイティブ制作、効果的なメディア・プランニングにより、消費者の消費行動の誘発につながる「売れる仕組みづくり」を確立・推進することである。

信州農産物マーケティング対策推進事業として、農業者の所得向上を図るため、大都市高級店での対面販売や、「麻布十番信州農林産物まつり」など商店街と連携したイベントの開催、大都市圏卸売市場でのトップセールスの実施により、販路の拡大を図っている。

また、長野県原産地呼称管理制度として、農産物の価値を計る基準を「大きさ・色・形」から「味・栽培方法・生産方法」に求め、生産情報を付加価値として、消費者の視点で信州農産物のブランド化を推進している。

### 2. ブランド戦略について

#### (1) 現地ヒアリングの実施

農産物のブランド化とマーケティングに関する現地調査として、県のブランド農産物から代表的なものとして20品目を選んで、長野県農政部マーケティング室の担当者とともに、卸業者として（株）長印、市町村として中野市役所売れる農業推進室、小売としてイトーヨーカ堂長野支店を訪問してインタビューを行った。また、現地視察として、オランチェ（JA中野市農産物直売所）、あぐりながぬま（JAながの農産物直売所）を訪問した。

卸業者、小売、市のコメントとしては、以下のような意見があった。

品目	評価・要望
信州黄金シャモ	やや高めの価格や競合品（名古屋コーチン、地鶏など）と比較すると、観光マグネット型というより地産地消型ではないか。
信州サーモン	高級レストランなどで人気が出てきているが、生産量が少ないので、ナショナルブランド型と観光マグネット型の間くらいではないか。 量販店店頭では当たりが弱い。ちょっとサーモン弁当だけでは辛い。魚はどうしても海の物が強い傾向である。

りんご三兄弟	<p>味も美味しく、青森りんごと差別化できるのでナショナルブランド型を目指すことができる。</p> <p>シナノゴールドは味がいい。しかしりんごのイメージは赤色であり、なかなか黄色いりんごは売りにくい。なるべく試食してもらって、おいしいイメージの定着が必要である。</p> <p>りんご3兄弟は県内マーケットでは独自の商材として有効である。しかしながら県外市場においては、いくつものなかの一つという取り扱いになってしまいPRの必要性を感じる。</p> <p>地元で採れたりんごとしては、贈答用もあり、ふじが好調である。</p>
ナガノパープル (種なしぶどう)	味覚はよいが生産量が少なく入手できない。
県原産地呼称管理制度の品目	小売でもコーナーが設置されており、人気がある。
信州の伝統野菜	<p>生産者と連携して販売拡大したい。</p> <p>生産量が少なく、量販とは商談しにくい、他方、商品の選択についてメリットがある。</p> <p>山間地の農業は展開が面白い。不利な環境と考えずに、小物の産地を作ることが重要である。</p> <p>伝統野菜の「ぼたんこしょう」など、一般的にはあまり認知されていないもののPRをしてほしい。</p>
えのきたけ	中野市特産品であり、ブランド品ではないが、初期の育成設備を農協に集約化し、生産効率を高めている。また、中野市のイメージ品としてのPRに努めている。
その他	<p>野菜、果樹はすでに市場で流通しており、県のマーケティングの役割は少ないのではないか。</p> <p>売場は同一化の傾向である。スーパーの看板を変えても違いがわからない。</p> <p>何が売りを考えるべきである。しかしやろうと思ってもなかなか差別化した戦略は動かない。</p> <p>サクランボ狩りとか観光と結びつけた取り組みが農業振興につながる。</p> <p>長野らしい食べ方の提案が必要。現代では忘れられてしまった伝統的なメニュー提案などが良いかもしれない。</p>

## 長野県のブランド農産物等

(単位:戸、ha、t、%)

ブランド農産物 20品目		生産者数	栽培面積	生産量	全国シェア
信州黄金シャモ				雞の供給 20,125	100.0
信州サーモン		30		150	100.0
ナガノパープル			24	89	100.0
りんご三兄弟	秋映		234	3997	88.0
	シナノスイート		325	5008	65.4
	シナノゴールド		167	2809	42.9
県原産地呼称管理制度	ワイン			認定数 67	
	日本酒			認定数 250	
	焼酎			認定数 26	
	シードル			認定数 3	
	米			認定数 19	
信州の伝統野菜	小布施丸なす	3	0.4		
	松本一本ねぎ	50	2		
	ねずみ大根	37	4.2		
	村山早生ごぼう	6	0.09		
	親田辛味大根	36	4		
	八町きゅうり	7	0.05		
	野沢菜				
	坂井芋	16	1		
バイリング				20	

(注) ヒアリングにあたり、県のブランド農産物から代表的なもの 20 品目を選んだ。(資料：平成 19 年度長野県)

### (2) ブランド戦略に関する監査の結果と意見

#### ① 結果

特に問題となる点は見当たらなかった。

#### ② 意見

県が育成や認定した「信州サーモン」、「信州黄金シャモ」、「信州の伝統野菜」、「長野県原産地呼称管理制度認定品」など、信州オリジナル食材ブランド化推進事業により、PR とブランドイメージの向上に努めている。県では、個々の品目ではなく、「原産地呼称管理制度」などブランド制度自体のイメージ戦略にも取り組んでいることが特色である。

しかしながら、各品目の潜在的なブランド力は同じではないことから、PR 対象や目指すべきブランドイメージの高さなどを明確にした戦略が必要であるという認識をしている。

今後は、品目毎にブランド化の条件による整理や個々の商品に着目した取組みが必要であるといえる。ブランド化の推進については、より多くの品目のブランド化を進めるという方法と、高い潜在力を持つ品目に特化してブランド化を図るという方法があるが、行政においては、後者のブランドの質に着目するほうが、費用対効果が高いといえる。ブランド戦略を推進するため、品目毎のブランド化の方向性に関する調査を実施し、今後の有効なマーケティングに活用していくことも必要である。

例えば、商品別のブランド化の方向性のイメージとして次のようなことが考えられる。

商品の差別性が高まり、一定輸送量の確保ができるようであれば、①ナショナルブランド化が可能であり、全国展開での認知度と市場カバーが期待できる。

地域外をカバーする量の確保が困難であれば、②観光マグネット型として、ブランドによって観光客を誘因できる。

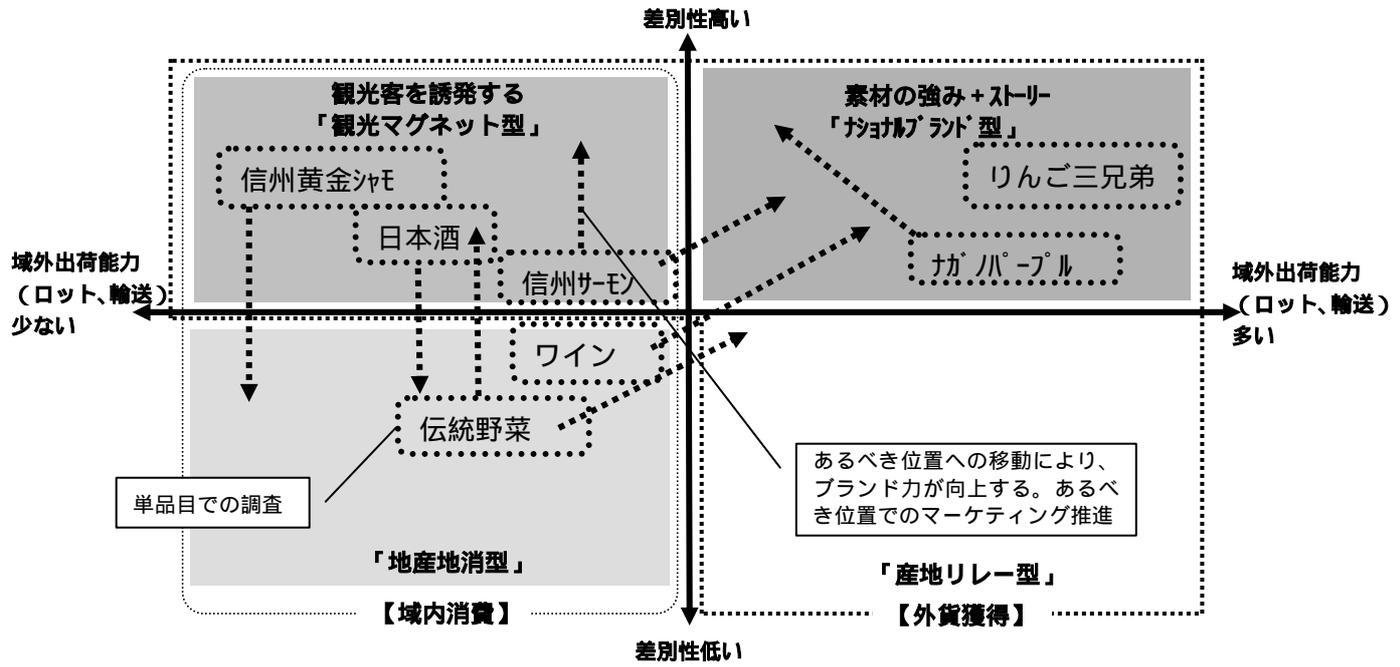
その他の品目は、提供できる量によって、③産地リレー型として競合と出荷時期をずらして棲み分けをするか、④地産地消型になる。

品目別にブランド化のあるべき姿と現状とのギャップを認識して、それぞれの品目の担い手が自己のポジションを明確化して、進むべき方向を決定していくことが必要ではないかと考える。<sup>10</sup>

---

<sup>10</sup> 新潟市都市政策研究所『食と農のブランド戦略』（2008年3月）は、米に続く農畜産水産物の振興を目指すために、銘産品 25 品目の現状をマーケティング・プロセスの視点から評価・分析している。

<商品別のブランド化の方向性（イメージ）>



(資料：長野県の資料に基づき監査人が作成)

### 3. アンテナショップ開設の検討

#### (1) 現状の取組み状況

長野県には、現在のところ、アンテナショップというべきものはないが、麻布十番での定期的なイベント開催し、東京、大阪等でアンテナ売り場を設置している。

#### **1 「麻布十番 信州農林産物まつり」の実施**

- (1) 本年度は毎月「麻布十番 信州農林産物まつり」を実施している。
- (2) 各回2日間の総売上げは100万円前後、出店者の満足度は高く、全ての出店者が次回の出店を前向きに検討している。
- (3) 出店料無料（商品輸送費、販売員旅費、宿泊費は出店者負担）であり、対面販売を基本としている。

#### **2 東京、大阪等でのアンテナ売り場の設置**

- (1) 信州農産物PR協会が主体となって青果店の売り場を借用し「アンテナ売り場」を設置し、旬の農産物のモニター販売や販売促進を実施している。
- (2) 売り場の維持費、商品の仕入れは店舗側が行い、PR協会は販売員の雇用と試食代等を支出し、売り上げアップと販売コストのバランスが良く、両者のメリットが合致している。

また、百貨店売場における県産売場の設置（アンテナ売場型）、都内商店街との連携による県イベントの実施（アンテナ商店街型）などを行って、県産物の販売とマーケティングに努めている。

それぞれの事業内容と効果、課題は以下のとおりである。

## 百貨店売場における県産売場設置型（アンテナ売場型）

設置場所	J R 駅前百貨店生鮮売場等	
施設管理者	百貨店	
運営主体	信州農産物PR協会（事務局：JA全農長野）	
形態	百貨店青果売場等に県内農産物販売スペースを開設し、販売員による口コミ発信と売れ筋情報の収集	
提供アイテム	農産物など（品目は設置場所により異なる）	
設置期間	毎月1回土日	
	効果	課題
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置コストがかからない</li> <li>・付加価値情報の発信</li> <li>・断続的に長野県農産物等を提供できる</li> <li>・意識の高い顧客へ情報が提供できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くのアイテムは提供できない</li> <li>・常時開設が難しい</li> <li>・幅広い情報発信ができない</li> </ul>



（参考）

### ■高島屋新宿店でのアンテナ売場の試行

設置場所：高島屋新宿店地下青果売場

設置時期：平成16年10月の9日間

実施内容：秋映、シナノスイート、シナノゴールドの販促・試食販売

管理運営：(株)サン・ベジフル（高島屋新宿店青果売場運営会社）

県負担：約20万円（販売員雇用代、試食農産物代のみ）

売上額：約30万円（実績）

### 都内商店街との連携による県イベント実施型（アンテナ商店街型）

設置場所	商店街広場等	
施設管理者	商店街	
運営主体	長野県	
形態	直売所生産者等による対面販売	
提供アイテム	農産物など（季節の旬の農産物など）	
設置期間	毎月土日1回程度	
	効果	課題
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置コストがかからない</li> <li>・断続的に長野県農産物等を提供できる</li> <li>・生産者自らの対面販売によるマーケティング推進</li> <li>・幅広い客層にPR</li> <li>・ある程度多くのアイテムを提供できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常時開設が難しい</li> <li>・設置場所の確保が難しい</li> <li>・冬場の開設が難しい</li> </ul>



(参考)

■麻布十番商店街 信州農林産物まつり

設置場所：東京都港区麻布十番パティオ十番

設置時期：平成19年5月～11月（月1回土日・7回）

施設概要：約20m×10mの野外広場

県負担：約10万円/回（本部テント、イベント経費、旅費）

総売上額：約100万円/回（実績）

出店数：5～8店舗/回

## (2) アンテナショップ開設の検討

上記のように、アンテナ売り場の設置を通して、生産者自らの対面販売によるマーケティングの推進等を実施している。この方法は、設置コストがかからないというメリットがあるが、他方、常設開設が困難であり、情報発信としての場所がないという課題をもっている。

そこで、農産物マーケティング室は、平成 21 年度予算に向けてアンテナショップの開設を検討した。アンテナショップのモデル（Ⅰ型とⅡ型）を検討した後、県の素案（Ⅰ型）を検討したが、商工部、観光部等との検討の中で、現時点では見送りとなっている。

### ① 施設借り上げ+代理店運営型（アンテナショップⅠ型）

設置場所	都内	
施設管理者	長野県	
運営主体	代理店（物販会社等）	
形態	長野県の開設した施設内での代理店の仕入・販売	
提供アイテム	物産・観光等いろいろなアイテムを提供	
設置期間	通年	
	効果	課題
	<ul style="list-style-type: none"><li>・東京都内での情報発信拠点となる</li><li>・常にアイテムやサービスが提供できる</li><li>・プロが仕入・販売し効果的な物販が可能</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・県が高額な設置コストを負担</li><li>・設置場所による集客の差が大きい</li><li>・冬場のアイテムの確保が難しい</li><li>・海産物を持たないためアイテム数の充実に課題がある</li></ul>



(参考)

■北東北三県（青森、岩手、秋田）大阪アンテナショップ設置指示例

設置場所：大阪市中央区心斎橋

設置時期：平成 16 年 7 月 10 日

施設概要：1 階 食品販売フロア（46 坪）

2 階 工芸品展示・販売・観光案内フロア（61 坪）

管理運営：(株)大近（関西で小売店を運営する会社）に委託（委託料は無料）

三県負担：家賃 36 百万円／年

運営経費（管理・販促・イベント等）18 百万円／年

売上額：90 百万円（H18 実績）

商品構成：1,700 アイテム

■都内広島、香川、愛媛のアンテナショップの設置例（聞き取り）

管理運営：(株)サカガミ（都内でスーパーを経営）

負担額等：内装改装費用として広島の場合 2,000 万円を県が支出。一般には 70-80 万円／坪とのこと。

② 施設借り上げ+県が運営型（アンテナショップⅡ型）

設置場所	都内	
施設管理者	長野県	
運営主体	長野県もしくは協議会	
形態	管理運営の全てを長野県が実施	
提供アイテム	物産・観光等いろいろなアイテムを提供	
設置期間	通年	
	効 果	課 題
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都内での情報発信拠点となる</li> <li>・常にアイテムやサービスが提供できる</li> <li>・県の独自性により各種サービスを提供できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が高額な設置コストと運営コストを負担</li> <li>・設置場所による集客の差が大きい</li> <li>・アイテムの仕入れルートの確保に時間がかかる。</li> <li>・冬場のアイテムの確保が難しい</li> <li>・海産物を持たないためアイテム数の充実に課題がある</li> </ul>

③ 開設に向けた実施方法（素案）

開設パターン	施設借り上げ+代理店運営型（アンテナショップⅠ型）
施設管理者	長野県
運営主体	代理店（物販会社等）
形態	長野県が開設した施設内での代理店の仕入・販売 （設置費用とイベント費用のみ県負担、委託料は無料）
提供アイテム	農産物等いろいろな各種アイテムを提供
設置期間	通年
設置費用	約 50 百万円／年以上と見込まれる

<商工部、観光部との検討における農政部の意見>

## 1 設置の「長所」と「短所」

### 【長所】

- ・農産物のみならず様々な物品のタイムリーな販売が可能である。
- ・モニター販売により、商品への顧客の反応等が直接入手できる。
- ・そこに行けば長野県産品が買えるという安心感がある。



インターネットの普及により効果は減少傾向

### 【短所】

- ・設置運営コストが高額。
- ・設置場所により有効性が著しく異なる。
- ・販売員は現地採用となり、モニター販売、対面販売のスキル不足が予想される。

## 2 検討の方向

- (1) 常設のアンテナ・ショップの設置は設置コストの吸収の問題と設置場所が集客に大きく影響することから十分な検討が必要である。
- (2) 北海道や沖縄などと異なり長野県は近距離圏であるため、県内への来訪者を増やし県産農産物の消費等を拡大につなげるよう、東京観光情報センターの情報発信機能の充実が必要である。

## 3 農政部の考え方

- (1) 農産物は周年供給できないことから常設設置は検討が必要である。
- (2) 現状の「麻布十番 信州農林産物祭り」や「アンテナ売り場」は低コストで生産者や販売員の対面販売により商品力等の情報入手が可能であるので、必ずしも常設のアンテナ・ショップの設置にこだわる必要はない。
- (3) 今後は(2)の理由から、「アンテナ売り場」の設置とともに、「アンテナ売り場」で接客する販売員の信州農産物知識向上対策も検討していく。

上記のような検討の結果、農政部の平成21年度予算編成では、「麻布十番農林産物まつり」や「大都市圏量販店での売り場の確保」等により対応することとしている。

### (3) アンテナショップの費用対効果について

今回、県のアンテナショップ構想は見送りになったが、私たちは、アンテナショップの費用対効果の視点から、アンテナショップの開設を検討した。

一般的に、アンテナショップの運営においては、県が事務所家賃やイベント費を負担し、農産物等の販売は民間会社や3セクに委託するという形態をとることが多い。

私たちは、岩手県のアンテナショップ「いわて銀河プラザ」(東京都中央区銀座5丁目)を視察し、岩手県東京事務所の方に現状をヒアリングした。ここでは、いわて銀座プラザの概要と長野県への示唆を検討する。

「いわて銀座プラザ」は、県の特産物の販路拡大や観光振興、県のイメージアップを図るため、それまで分散していた関連施設を集合し、総合的な情報発信拠点として平成10年10月にオープンした。アンテナショップの経営は第三セクターの会社に委託している。

#### <主な施設構成>

区分	概要	面積 (㎡)
総合インフォメーション (観光情報コーナー)	38市町村観光パンフレット展示、観光相談、(財)岩手県観光協会東京事務所	70
アンテナショップ	食品、酒類、民芸品等(240社、1,800品目) (3セクの会社に運営委託)	240
イベントスペース	県内各種団体による物産販売等	100
ビジネスサポートセンター	県内企業の首都圏活動拠点の提供、12ブース	165
Uターンセンター	就職情報の提供、相談等	30
事務室	県東京事務所企業立地観光部	45
その他	倉庫、トイレ、玄関等	103
合計		753

(資料：岩手県東京事務所)

<入館者・売上等の推移>

年度	入館者数 (人)	販売額 (千円)	1日当たり		前年比 販売額
			入館者数(人)	販売額(千円)	
11	300,223	332,305	832	921	
12	296,690	364,278	827	1,015	9.6%
13	321,704	391,262	898	1,090	7.4%
14	307,125	406,260	880	1,161	3.8%
15	445,505	440,605	1,238	1,224	8.5%
16	530,316	457,322	1,477	1,274	3.8%
17	553,429	472,307	1,537	1,311	3.3%
18	595,640	492,176	1,654	1,367	4.2%
19	600,302	516,784	1,663	1,432	4.9%

(資料:岩手県東京事務所)

平成 19 年度の入館者数は 60 万人（1 日平均 1,663 人）、販売額は 5 億 1,678 万円（1 日平均 1,432 千円）であり、平成 10 年の開設から 9 年間で、入館者数は 2 倍、販売額は 1.56 倍に増加している。販売額は、全国的にも、北海道、沖縄県に次いで第 3 位になったとのことである。

アンテナショップの費用対効果を評価する場合、県が負担している事務所費等の費用は把握できるが、効果を数値的に評価するのは難しい面がある。岩手県東京事務所によると、立地としては銀座の中心街からは離れているが、歌舞伎座や築地に近いというロケーションに恵まれていることもあり、雑誌等のメディアの取材が年間 140 回程度あり情報発信効果が大きいとのことである。また、県内の市町村や JA の協力によりほぼ毎週イベントを開催しており、県の販売・イベントの拠点になっており、イベントの中から評判のよいものはアンテナショップへ常設していくというシステムを採用している。このような活動を通して、プロダクトアウト（生産したものを売る）からマーケットイン（売れるものを作る）へという意識改革の効果が大きいと述べている。

平成 19 年度の販売ベストテンをみると、定番的な商品があることがわかる。顧客のリピート率が 7 割程度あることと関係しているであろう。また、ベストテンには登場しないが、産地から直送される季節ごとの野菜や果樹、名産品など様々な品目が売り場を賑わしている。

＜平成 19 年度売上ベストテン＞

順位	4 月	7 月	10 月	1 月
1	切落としショルダ ーベーコン (380 円)	切落としショルダ ーベーコン	切落としショルダ ーベーコン	切落としショルダ ーベーコン
2	ぴよんぴよん舎盛 岡冷麺 (808 円)	ぴよんぴよん舎盛 岡冷麺	ぴよんぴよん舎盛 岡冷麺	いぶしの里クリア パック
3	いぶしの里クリア パック	いぶしの里クリア パック	いぶしの里クリア パック	いか南部
4	ごま摺り団子 (525 円)	生うに	徳用椎茸いか南部	ぴよんぴよん舎盛 岡冷麺
5	岩手のお弁当 (1000 円)	弁慶のほろほろ漬	弁慶のほろほろ漬	芽吹き屋 525 円入 りパック
6	芽吹き屋 500 円入 りパック	ごま摺り団子	ごま摺り団子	ごま摺り団子
7	いか南部	北緯 40° 盛岡冷 麺	いか南部	岩手のお弁当
8	短角牛リブローズ	ミニ鷗の玉子	短角牛肩ローズ	遠野切干大根
9	弁慶のほろほろ漬 (210 円)	岩手のお弁当	芽吹き屋 525 円入 りパック	弁慶のほろほろ漬
10	芽吹き屋 945 円入 りパック	龍泉洞の水	短角牛リブローズ	短角牛リブローズ

(資料：岩手県東京事務所)

(4) アンテナショップ開設に関する監査の結果と意見

① 結果

特に問題となる点は見当たらなかった。

② 意見

長野県への示唆として次のことが考えられる。

長野県と岩手県は野菜・果樹の比率が高いという点で似ているところもあるが、長野県には海産物がないという違いがある。その相違の詳細について、私たちには十分に検討する時間をもたない。

しかしながら、岩手県のアンテナショップの成功は、長野県にとっても、中長期的な視点で有形無形の成果をあげることが可能であることを示唆している。もちろん、予算の制約、店の場所の選定、販売の努力など重要な課題がある。そのような条件をクリアした上であるが、アンテナショップの開設は、県の情報発信の拠点として、販売・イベントの拠点として、また最近急増しているネット販売の現地の拠点として、その可能性は大きいと考える。

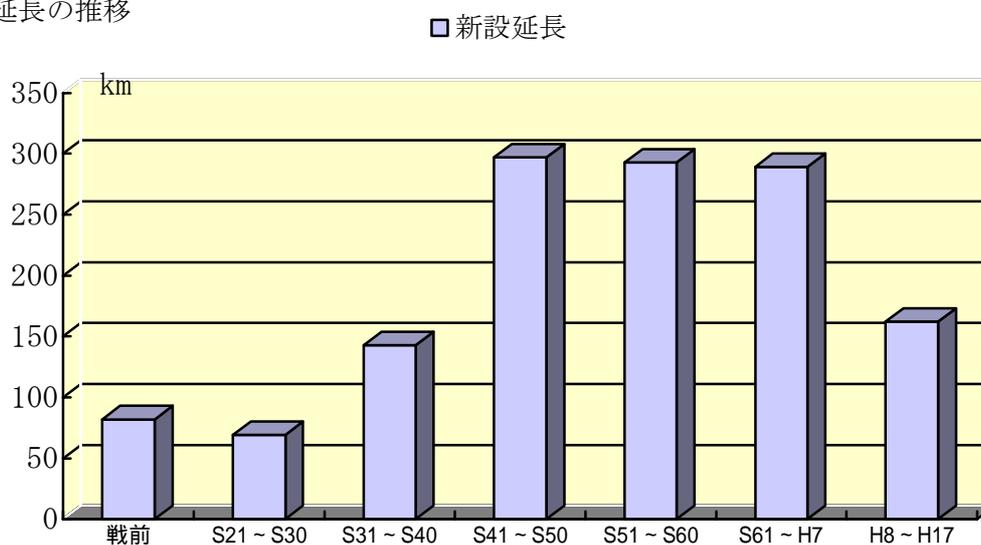
## 第7章 かんがい施設

### 1. かんがい施設の概要

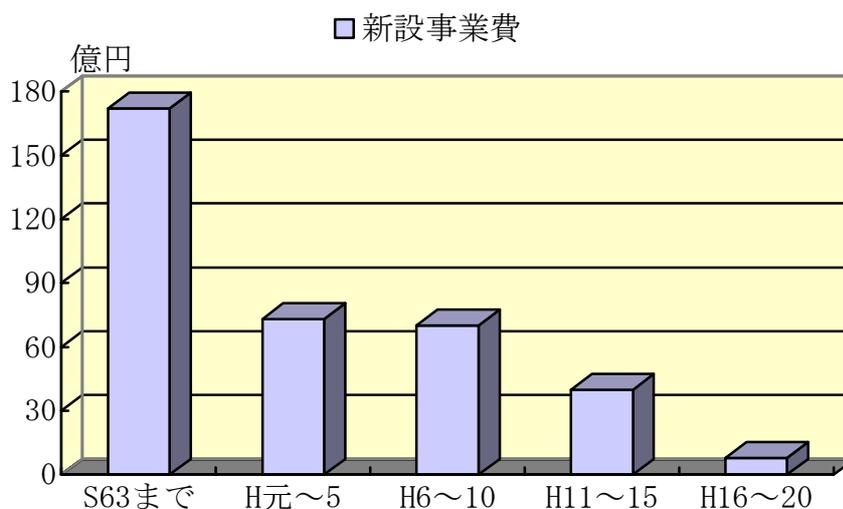
#### (1) 整備の状況

長野県のかんがい施設は、昭和初期から整備を開始し、県内の農業用排水路のうち受益面積5ha以上（中山間地域3ha以上）の総延長は、平成18年調べで14,874kmとなっている。この中でも受益面積が100ha以上の基幹的な用水路の総延長は、2,189km（建設事業費1,246億円）となっている。

新設延長の推移



新設事業費の推移



整備の状況を時系列で見ると、上記のとおりとなり昭和 41 年から平成 7 年にかけての 30 年間で大規模な整備が行われてきたことがわかる。

#### 基幹水利施設の状況

施設区分	施設数	数量	建設事業費	再建設費（推計）
用排水路	385	2,189km	1,246 億円	2,834 億円
貯水池	40	13,403 万 m <sup>3</sup>	109	182
頭首工（取水施設）	92	203 m <sup>3</sup> /s	112	201
機場（ポンプ場）	28	123 m <sup>3</sup> /s	155	315
水門等	45	—	29	50
計	590	—	1,649	3,582

資料：平成 18 年度農業基盤整備基礎調査（H17 実績）

基幹水利施設は、戦前から長期間かけて整備した農業のインフラ施設であり、整備費用は 1,649 億円となっている。また、現在の施設をすべて作り直すと 3,582 億円の整備費用がかかると推計される。

#### 取水施設



## 用排水路



分水門（円筒分水工）



基幹水路の状況を他県と比較すると、下記のとおりとなり、地形的特徴として中山間部の多い長野県は、他県に比べて耕地面積当たりの水路延長が長くなっており、整備の効率が低くなる傾向がある。

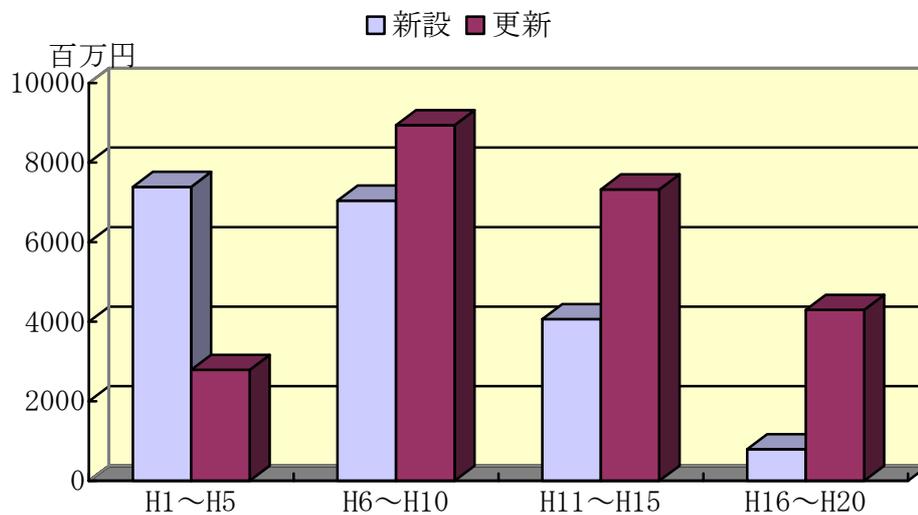
県名	長野県	千葉県	茨城県	埼玉県	栃木県
基幹水路延長(km)	2,189	1,517	1,452	1,330	1,129
耕地面積(ha)	113,600	133,300	177,200	84,800	130,000
100ha 当たり延長(km)	1.93	1.14	0.82	1.57	0.87
水田率 (%)	50.7	58.5	57.1	55.5	78.6

資料：平成 18 年度農業基盤整備基礎調査（H17 実績）

## (2) 設備更新の状況

平成元年以降の新設と更新の状況は下記のとおりとなっており、平成元年から5年までは新設の金額が更新の金額を上回っていたが、平成6年以降は更新が新設を上回っている。また、近年の厳しい財政状況から、新設、更新ともに金額が減少している。新設の減少は、農業用水利施設の整備が進んだ状況から、必然性があるが、更新の減少は、今後更新対象施設が増加することを考えると設備の維持管理に支障をきたす恐れがある。

### 新設、更新費用の推移



農業用排水路の耐用年数は、整備された場所の条件により異なるが、40年から50年とされており、今後は、昭和41年以降大規模に整備されてきた施設が耐用年数を迎えてくるため、施設の更新が随時必要になってくる。しかし、現在の厳しい財政状況を考えると、新設を行った時のように、ピーク時に集中的に資金を投入して更新を行うことは難しい状況にあり、施設の維持管理に支障をきたす恐れがある。

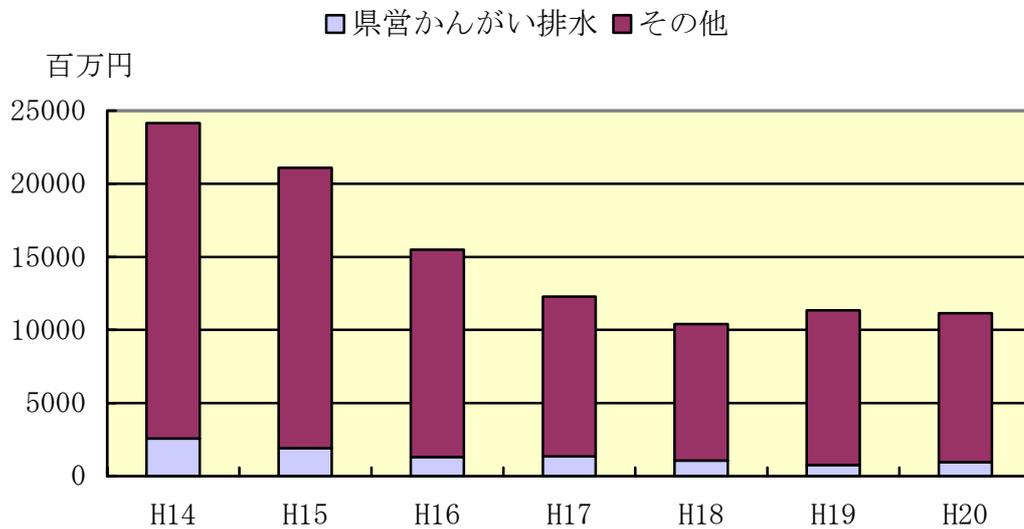
## 2. 監査の結果と意見

### (1) 今後の更新計画

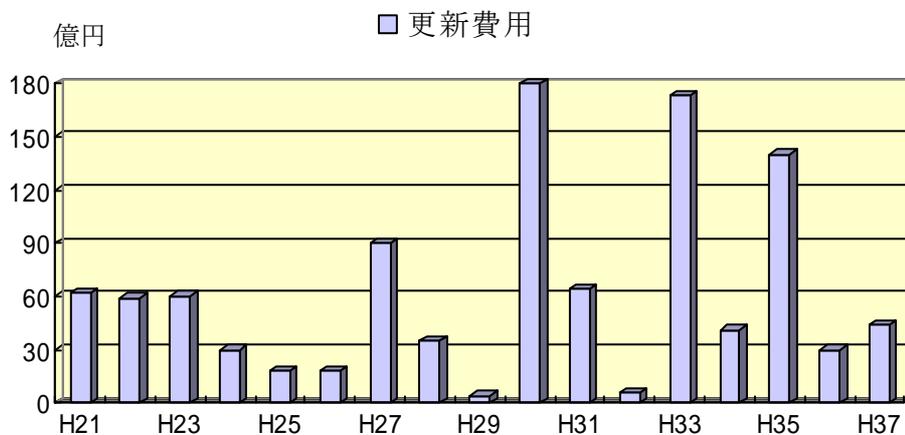
#### ① 現在の状況

長野県では、これまで使用に支障が生じた農業用排水路から随時更新を行っていた。農道や農村整備を含む、農政部公共事業当初予算の推移をみると、近年は110億円程度となっており、このうちかんがい施設の更新等を行う県営かんがい排水事業は、10億円程度となっている。このため、長寿命化を行わなければ、下表のとおりピーク時には180億円程度の予算が必要となり、財政的に大規模な更新に対応できないことが明らかになってきた。

農政部公共事業当初予算の推移



長寿命化を行わない場合の更新費用の推計



(長野県推計)

そこで、長野県ではこのような事態に対応するため、設備の更新が集中的に発生することを避けるために、以下の方針と手法で施設の長寿命化の取組を行うこととした。

② 長寿命化のための取り組み方針

ア 基幹的水利施設のストックマネジメントの実施

水利施設の機能診断を実施し、通水機能の低下レベルに応じ、補修と保全対策を講じて施設の延命を図る。

イ 水利施設の長寿命化によるライフサイクルコストの軽減と、更新期のピークを緩和する。

③ スtockマネジメントの手法

ア 施設ごとの現在の状況を定量的に把握・評価

予備調査(既存資料調査、問診調査)、一般調査(ひび割れや表面劣化調査、簡易測定による強度調査等)、詳細調査(破壊調査、非破壊調査)を段階的に実施し、部材・部位別、劣化要因別の劣化状況を把握。



イ 施設状態の将来予測

調査によって明らかになった劣化場所・状態・要因などから、施設の健全度を評価し将来の劣化状況を予測。



ウ 各種対策工法の検討

予測される将来の劣化に対し、いくつかの対策時期を想定し、対策範囲、対策工法を提案・設計。



エ ライフサイクルコストの検討

複数の対策シナリオから、ライフサイクルコストを算出し、リスクを分析、便益評価・施設管理者との協議のもと、財政状況を考慮した最適な予防保全対策を検討。



オ 農業水利施設の機能保全計画の構築

現場の実情を踏まえた最も効率的な対策工法、補修・改修時期、整備規模を決定・地区の特色や管理者の要望を踏まえ、以後の機能保全を進める具体的な管理計画や手法を提案

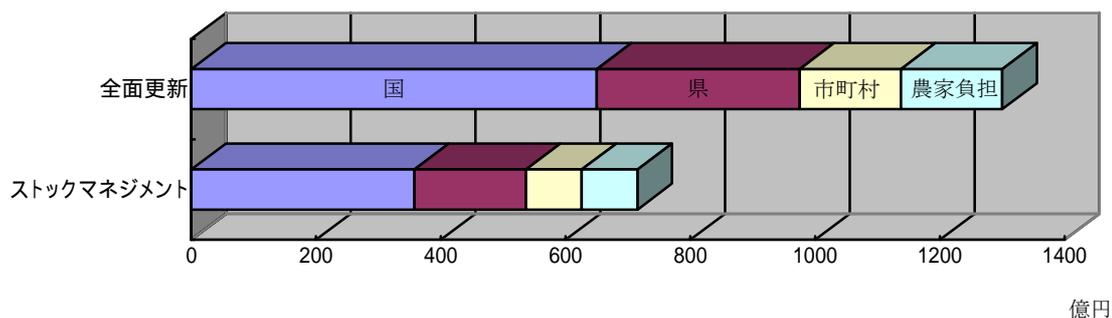
この長寿命化の取組を行うことで、平成 20 年度からの 5 年間で、今後 15 年間に耐用年数を迎える 555km を診断のうえ、緊急度に応じた機能保全計画を策定し、ピーク時には単年度で 180 億円程度と考えられる更新費用が、毎年度 35 億円程度に平準化することが見込まれ、農業者の負担も半分程度に軽減できるとしている。

#### ④ 農業者の負担

平成 21 年度～平成 40 年度までの 20 年間に耐用年数に達する水利施設を全面更新した場合に必要な推定事業費は、約 1,300 億円（年平均 65 億円）（県推計）である。

長野県では、ストックマネジメント手法による長寿命化によって、この事業費を 5～6 割程度に低減することで農業者の負担軽減を図るとしている。

#### H20-H40 に要する事業費比較（イメージグラフ）



## 診断の状況



## 水路トンネルの劣化状況



## 年度別機能診断延長

	H20	H21	H22	H23	H24	計
機能診断延長(km)	72	152	110	116	105	555

資料：長野県基幹水利施設ストックマネジメント事業実施方針

平成 20 年度に計画されている 72km については、平成 21 年 1 月末現在順調に診断が進んでいる。

長寿命化の取り組みを行うことは、これまでの必要に応じて修繕・更新を行う方法に比べて、整備費用の軽減を図れることや予算の平準化が図れることから評価できる。

## (2) かんがい施設に対する意見

### ① 結果

特に問題となる点は見当たらなかった。

### ② 意見

#### ア 再整備規模の適正化

長野県では、かんがい設備の老朽化に対応するため施設の状況を調査し、ライフサイクルマネジメントによる修繕計画を策定することとしている。

今後必要な投資額の見込みは、機能診断に基づき作成する「施設機能保全計画」の中で具体的金額が算定される予定だが、限られた予算の中で受益農家の負担にも配慮し、計画的、持続的な事業実施に努める必要がある。

なお、長野県の耕作面積は減少傾向にあり、特に多くの水を必要とする水稻作付は国の減反政策もあり減少している。調査の結果かんがい設備の状況によっては、修繕ではなく更新が必要なものも存在すると思われるが、耕作面積の減少や農作業形態の変化、水田転作の動向等により水需要のあり方が変化している状況では、水の供給能力もこれに対応する必要があるため、更新計画を策定する際には、適正な規模を考慮する必要がある。

## 第8章 財団法人長野県農業開発公社

### 1. 財団法人長野県農業開発公社の概要

#### (1) 目的

長野県農業開発公社は、長野県における農業の近代化と農地保有の合理化を促進し、もって県民福祉の増進を図ることを目的とし、昭和45年に設立された。

#### (2) 沿革

昭和45年の農地法の改正により、農業の選択的拡大と自立経営農家の育成を柱として、農地保有合理化事業が制度化された。

長野県では、県知事が発起人となり県が寄付財産の全額を出資して昭和45年に長野県農業開発公社（以下、「公社」という。）を設立した。公社は、同年農地保有合理化事業を行う法人（農地保有合理化法人）として県知事から指定・認可を受け、農地保有合理化事業を開始した。

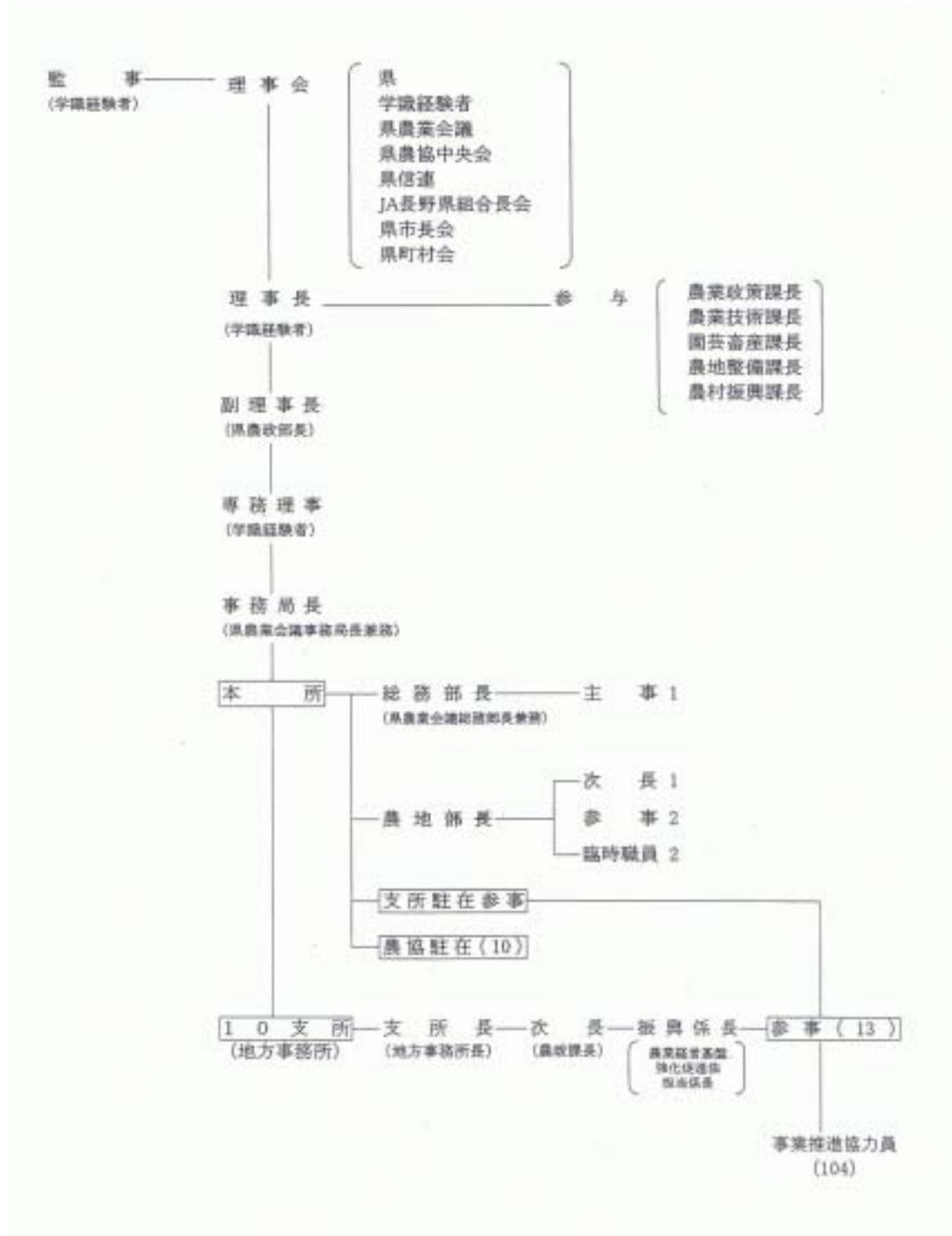
また、平成5年に農業経営基盤強化促進法が施行されたことを受けて、県が策定した「長野県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」により、公社が県の政策の実行にあたり重要な役割を果たす農地保有合理化法人としての位置づけが明確になった。また、公社では、県出資等外郭団体改革に伴い、平成16年度から農業会議と事務局を共同化し、平成19年度から農業担い手育成基金とワンフロアーとなり、ワンストップサービスの提供に向けた体制に移行している。

公社は、農地保有合理化事業の他に、農地継承円滑化事業等農地有効活用事業の実施により、効率的な農業経営体の育成と経営基盤の強化を図るため「農地保有合理化事業推進プラン」を作成し、継続的な見直しを行い、積極的かつ計画的に事業展開を図っている。

#### (3) 実施事業の概要

- 農地、採草牧草地、農業用施設用地等の売買、交換及び貸借に関する事業
- 農地、採草牧草地、農業用施設用地等の調査、整備、改良及び保全並びに集団化に関する事業（農地有効活用事業）
- 農地保有合理化を促進するための助成金等の交付及び資金の貸し付けに関する事業
- 農作業の受委託の促進に関する事業
- 地方公共団体等が行う農地有効活用事業等の受託事業

(4) 組織図 (平成 20 年 6 月現在)



公社では、公益法人等への職員の派遣等に関する条例及び同規則に基づき、県からの出向職員 1 名を受け入れている。当該出向職員は長野県農業会議と公社で事務局長を務めており、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律等に照らし、違反している事実はなかった。

## 2. 長野県農業開発公社の実施する事業の状況

### (1) 農地保有合理化事業の概要

農地保有合理化事業は、昭和 45 年の農地法改正により創設されたものであり、農地の中間的保有機能を持つ公的機関が、農地の売買や貸借事業等を行うことによって農地の流動化を促進し、意欲のある農業者の規模拡大を支援するとともに農地利用の効率化を図ろうとするものである。

農地保有合理化事業は、農業経営基盤強化促進法第 4 条第 2 項に定められている、農地売買等事業、農地売渡信託等事業、農地貸付信託事業、農業生産法人出資育成事業、研修等事業をいうが、公社では、農地売買等事業を行い、農業生産法人出資育成事業等については事業要望を考慮して検討することとしている。なお、農地売買等事業で借入により農地を取得した場合は、取得後 5 年以内は利子助成がされる。

### (2) 公社の農地売買等事業の内容と収入

公社は、農地売買等事業の実施にあたり、離農、規模縮小農家から農用地等を買入れ、または借り受けて、認定農業者等に売り渡し、または貸し付けている。平成 19 年度の公社の自己収入額 1,461 百万円のうち 93%に当たる 1,355 百万円が当該事業による収入である。

農業者は、当該事業を利用して公社に農地を譲り渡した場合、譲渡者は譲渡所得税について、買入協議の場合は 1,500 万円、その他の場合は 800 万円の特別控除を受けることができる。また、農地を貸し付ける場合で、10 年以内の賃借料の一括前払を受けた場合も、税制上の特例がある。一方、公社より農地を譲り受けた農業者は不動産取得税を 1/3 控除、登録免許税の優遇税率を受けることができる。

#### ① 平成 19 年度の公社保有地の状況（分割売渡契約分を含む）及び農地の売買実績は以下のとおりである。

区分	件数	面積	価格	長期保有地割合
	件	m <sup>2</sup>	千円	
期首保有量	279	1,233,772	2,377,114	68.1%
うち長期保有地	197	693,624	1,618,574	
買入	240	648,440	969,256	
売渡	271	848,186	1,428,972	33.4%
うち長期保有地	59	172,135	477,926	
その他調整等	-24	11,173	-15,962	
期末保有量	224	1,045,199	1,901,436	65.3%
うち長期保有地	159	618,950	1,241,473	

(資料：平成 19 年度業務報告書) 期末長期保有地 1,241,473 千円には、割賦売買契約分

289,224 を含む。

長期保有地とは、農地保有合理化事業の実施のため農地を取得したものの、取得に要した借入金に係る利息の国庫補助金による補助期間5年を超えても売り渡されない農地をいう。上記の表において、期首・期末に比して売渡時の長期保有地割合が低いのは、期中に買い取った農地の多くを当該年度内に買受予定者に売り渡しているためである。

② 農地売買等事業による売買等手数料は以下のとおりである。

区分	業務種別	項目	金額または料率	摘要
売買	買入業務	担い手支援事業 農用地等買入額に対し	3.0% (消費税別)	契約時に徴収。 千円未満切捨。
		県単独事業 農用地等買入額に対し	3.6% (消費税別)	
	売渡業務	農用地等買入額に対し ※	保有年数 1 年未満	千円未満切捨。
			保有年数 1 年以上 2 年未満	
			保有年数 2 年以上	
	賃貸借	借入業務	契約 1 件につき	1,500 円
一括前払小作料に対し			2%	毎年の小作料支払時。100 円未満は切上。
貸付業務		契約 1 件につき	1,500 円	契約時のみ
		毎年払小作料に対し	0.5%ただし特定法人貸し付けについては 7%	毎年の小作料徴収時
使用 貸借	借入業務	契約 1 件につき	2,000 円	契約時のみ
	貸付業務	契約 1 件につき	—	—
交換	交換業務	農用地等買入れ額に対し	3%	千円未満は切上。公社保有地のみとする。
農作業 受委託	資金貸付・ 償還業務	融資元本残高につき	0.23%	契約融資額及び毎年償還額に対し。千円未満は切捨。

(資料：平成 20 年 6 月 「事業推進のための手引書」 業務概要)

※農地の買取後、買受予定者に対し割安で農地を貸し付けているため、売渡業務手数料は保有年数により3段階に設定している。

### (3) 農地保有合理化における公社の役割

#### ① 農地保有合理化法人としての公社の特徴

長野県では、公社のほかに農業協同組合（以下、「JA」という。）と市町村公社が農地保有合理化法人の認可を受けている。公社は他の農地保有合理化法人に比して、以下の特徴的役割を担っている。

- 公社は公的な機関として、高い中立性を維持する。
- 県内のJA合理化法人を含め農地保有合理化法人をとりまとめる合理化法人指導機能をもつ。
- 一定の財政的基盤が必要となる売買事業や他の農地保有合理化法人では実施されていない一括前払賃貸借事業などの事業を実施する。
- JA管内を超える広域的な農地流動化ができる広域調整機能を有する
- 農地保有合理化事業を実施している期間が長いこと等から得られる農地流動化に対するノウハウを活用する。

#### ② 県内農業者の合理化事業活用

県内自作地有償所得移転面積に占める合理化事業活用率は、以下のとおりである。

支所	有償所有権移転（平成19年度）				公社面積 活用率※
			公社活用		
	市町村	面積	市町村	面積	
佐久	11件	44.6ha	7件	28.8ha	64.5%
上小	4件	25.7ha	3件	8.8ha	34.2%
諏訪	5件	11.6ha	7件	4.1ha	35.5%
上伊那	8件	39.4ha	5件	16.6ha	42.0%
下伊那	13件	24.8ha	6件	8.1ha	32.7%
木曾	4件	1.4ha	1件	0.2ha	17.8%
松本	9件	62.8ha	6件	35.7ha	56.9%
北安曇	5件	19.8ha	4件	9.7ha	49.0%
長野	11件	38.6ha	5件	3.1ha	8.0%
北信	6件	34.3ha	5件	15.8ha	46.1%
合計	76	303.0	49	130.9	43.2%

上記表の公社の活用率には公社が売り手と買い手になった場合の両方が含

まれるため、実質的には全県の農地売買で担い手に集積された農地の 27.5% (=  $(0.5 \times 130.9) / (303 - 0.5 \times 130.9)$ ) が公社を活用して行われたこととなる。公社活用以外の取引は、主に農業者による相対取引や不動産業者の仲介取引等によっている。また、公社が平成 20 年度に実施した、「平成 19 年度において長野県農業開発公社を介して農地を取得された方へのアンケート調査結果」によると、回答数 124 のうちの 86.3% にあたる 107 件が将来農地取得の機会があった場合は再び公社を利用したいと回答している。

#### (4) 農地保有合理化事業の課題

##### ① 農林水産省の「農地政策の見直しの基本的方向」(以下、「農地政策の見直し」という。)

農地保有合理化事業は、制度設立当時は、農地価格の上昇傾向が継続することを前提として制度が設立された。しかし、バブル経済崩壊後、農地価格の下落が続いていることや農産物価格の低迷等により担い手の規模拡大志向が弱まったこと、農業人口の減少から農地需要が減少したこと等から公社の定める売渡価格と実勢価格に差異が生じ、中間保有に伴うリスクが増大した。農林水産省では平成 19 年 10 月 31 日付の農地政策の見直しにより、以下のように分析している。

各都府県の農地価格の下落と中間保有リスクの平均



(万円/10a)

年度	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H13	H14	H15	H16
価格	48	93	133	168	190	201	178	175	172	167	162

中間保有に伴う単位当たり売買差損 (試算)

① 平成 10 年単価都府県	12,235	千円/ha
② 平成 18 年単価都府県	8,641	千円/ha
③ 差損額都府県	▲ 3,594	千円/ha

※平成 10 年単価は買入実績を、平成 18 年単価は売渡実績を採用

(農地保有合理化緊急売買促進事業の平成 18 年度助成実績では、平成 10 年度に買入れた農地が最も多く対象となった)

国の農地政策の見直しによると、仮に平成 10 年に買入れた農地を平成 18 年に時価評価で売渡した場合で試算すると、1 ha 当たり都府県で 359 万円の差損が発生する。このような差損に対しては、一部国の補助もあるが、これを上回る部分は県による負担や公社の自己財源をもって対応している。このため、都道府県の公社は、差損の発生を避けるため、売買事業の実施を見合わせたり、予め売渡先が決まった農地を買入れる傾向にある。

## ② 農地保有合理化緊急売買促進事業による長期保有地の整理と今後の政策

農林水産省では、平成 18 年度より平成 22 年度までの 5 年間にわたり、社団法人全国農地保有合理化協会を実施主体とする農地保有合理化緊急売買促進事業を実施している。農地保有合理化法人が農地を取得するために要した借入金に関わる利息の国庫補助期間である 5 年を経過しても農地を売却ができずに保有している農地について、担い手が取得する場合、近年の地価下落により売渡価格に折り合いがつかず、円滑な農地取得に支障をきたしている場面があることを重視して、担い手が農地を円滑に取得できるよう、農地保有合理化法人が保有する農地の取得価格と売渡価格の差の一部を、一定の条件のもとに補填するものである。

更に、農地政策の見直しでは、今後の農地の利用集積の方向として、農地保有合理化事業の中間保有機能に加えて、①自ら積極的に地権者等に利用調整の働きかけを行い、②中間保有のリスクを伴わない手法(委任・代理)により農地を再配分する機能が重要であるとしている。その上で、都道府県段階の県公社に対しては、売買事業等を中心に引き続き役割を果たすことを期待している。

## (5) 公社の行う農地売買等事業の現状と長期保有地

### ① 公社の行う農地売買等事業

公社では、農地価格の上昇傾向にあった制度導入から暫くの間は、制度の趣旨に則り譲受者の決まっていない農地を含めた農地の買い取りを実施し、集約化を行っていた。公社では農地の取得後、国庫補助金による利息の補助期間である 5 年以内の転売を見込んでいた。しかし、公社においても(4)に挙げた農地売買等事業の課題は例外ではなく、農地需要の低下と農地価格の下落により、多くの長期保有地を保有することになった。長期保有地の増加は、農地の含み損失の発生や農地の整備費用等の管理経費の増加、借入金

の金利負担などの中間保有リスクを増加させ、公社の財政状態を悪化させる原因となっている。

そこで、公社は新たな長期保有地の発生を防止するために、買受予定者のいる農地のみを買い取る方針に変更した。しかし、そのような方針によっても農地買い取り後、買受予定者が農地の買い取りを行わない事案が発生する等により、農地売渡が不可能となる問題が発生した。

現在、公社は再発を防止し、取得した農地を買受予定者に円滑に売り渡すため、できるだけ1年以内に売り渡す「即売」を主体にするとともに以下の対策を行っている。

1. 財団法人長野県農業開発公社農用地等売買予約契約書取扱規程(平成18年6月買入分から現在まで)

同規程により農地の買入に先立ち、当該農地等を取得しようとする買受予定者と農用地等売買予約契約書を締結すること等により対応している。公社は買受予定者が農地保有合理化事業で農地の売渡し等の相手方としての条件を満たしているかどうか一層の調査を行う。

また同規程では、公社に対し農業関係機関・団体の協力を得て買い受け予定者の事実上の条件や営農状況を把握し、必要に応じて指導等行うことを求め、買受予定者に対しては代金の一部を予約金として納めるよう求めること等の対策を取っている。

2. 財団法人長野県農業開発公社農用地等売買確約書取扱規程(平成13年6月買入分から平成18年5月買入分まで)

同規程では、農用地を一時貸付後売り渡す買受予定者に対し、農用地等売買確約書の提出と農用地等売買保証金の納付を求めている。

この売買確約書は農地の譲受を確実にし、契約不履行時の公社の損失の一定額を補填するためのものであり、正当な理由(買受予定者の災害や病気等)がある場合に買受予定者は農地を買い受けできなくなった旨を申し出ることが可能である。

② 公社の保有する長期保有地

平成 18 年度及び平成 19 年度の長期保有地の処分状況は、以下のとおりである。

区分		平成 18 年度	平成 19 年度
期首 残高	件数	173 件	197 件
	面積	396,769 m <sup>2</sup>	693,624 m <sup>2</sup>
	価格	1,486,358 千円	1,618,575 千円
期中 発生	件数	43 件	21 件
	面積	331,496 m <sup>2</sup>	97,461 m <sup>2</sup>
	価格	239,595 千円	100,825 千円
期中 売渡	件数	19 件	59 件
	面積	34,273 m <sup>2</sup>	172,135 m <sup>2</sup>
	価格	107,378 千円	477,926 千円
	売渡価額	64,075 千円	264,927 千円
	緊急売買助成額	15,148 千円	90,986 千円
期末 残高	件数	197 件	159 件
	面積	693,624 m <sup>2</sup>	618,950 m <sup>2</sup>
	価格	1,618,575 千円	1,241,473 千円

公社が保有する農地は、原則として取得後 5 年を経過した場合に長期保有地に分類され、期中発生となる。平成 19 年度末に長期保有地となっていない事業対象農地は以下のとおりである。

平成19年度末補助期間内保有地

取得年度	筆数	面積	金額	補助期間
	筆	m <sup>2</sup>	千円	
14	1	3,211	4,857	H14～H24（長期貸付）
15	35	65,856	172,568	H15～H25（期間延長承認済）
15	13	39,900	46,155	H15～H20（H20年度内売渡予定）
15計	48	105,756	218,723	
16	18	25,305	25,373	H16～H21
17	30	49,280	64,136	H17～H22
18	2	1,919	4,640	H18～H23
19	63	147,162	207,195	H19～H23
19	3	11,994	29,348	H19～H29（長期貸付）
19	60	58,363	92,444	H19～H20（H20年度内売渡予定）
19計	126	217,519	328,987	
合計	225	402,990	646,716	

公社では、長期保有地の解消にあたり、以下の5通りに分類して対応している。

平成19年度末長期保有地の分類

(単位：千円)

区分	取得価額	期末評価額	売却損失	公社以外 の負担額	売買 手数料	損失額	緊急売買 助成見込額	評価損 (益)
1 一般的な長期保有農地	202,962	72,912	130,050	944	0	129,106	4,457	124,649
2 売却交渉が進行している農地	158,701	85,090	73,611	4,172	273	69,166	19,680	49,486
3 担い手支援事業に振り替え売 り渡しを進める農地	90,784	47,958	42,826	2,130	1,462	39,234	19,522	19,712
4 著しく耕作条件が劣悪な農地	71,631	15,464	56,167	2,668	79	53,420	13,978	39,441
5 公共事業の代替用地として 取得した農地	145,720	83,154	62,566	11,056	4,093	47,418	25,672	21,746
6 目的外処分も含めて検討し ている農地	254,309	269,211	-14,902	0	0	-14,902	0	-14,902
合計	924,107	573,788	350,319	20,970	5,907	323,442	83,310	240,132

公社以外の負担額は、買取予定者の放棄した保証金充当額等である。

平成18年度及び平成19年度の長期保有地の処分状況の平成19年度期末残高との差額は、分割売渡分である。

(資料：公社より提供を受けた「ガイドライン進行管理票 (H20.3.26) 見直後」)

平成19年度の長期保有地の売買の状況等

i. 一般的な農地

平成19年度中、取得価額32,000千円の農地9,217㎡を5,806千円で売却し、緊急売買助成額等を控除した19,548千円の損失を計上している。平成19年度末には124,649千円の評価損を計上しているが、すべて貸付や管理委託となっており、農地は良好な状態で維持されている。

ii. 売渡交渉が進行している農地

平成19年度中、取得価額373,965千円の農地109,733㎡を264,452千円で売却し、緊急売買助成額69,545千円等を控除した、30,080千円の損失を計上している。

iii. 担い手支援事業に振り替え売り渡しを進める農地

平成19年度中、33,835千円の農地13,419㎡を19,293千円で売り渡し、緊急売買助成額6,983千円等を控除した5,131千円の損失を計上している。

iv. 著しく耕作条件が劣悪な農地

著しく条件が劣悪な農地は、進入道路がない、石が多く耕作に適さない等の理由により、長期化した農地である。平成 19 年度中、15,630 千円、1,609 m<sup>2</sup>を 1,308 千円で売り渡し、緊急売買助成額 3,412 千円を控除した 10,891 千円の損失を計上している。

著しく耕作条件が劣悪な農地が売り渡されるまで、公社は以下のような対応をした。

- ① 民間休耕地に囲まれた雑木林であり、荒廃しており農地として売り渡すことは困難であった。
- ② 整地し、立木等を除去することにより耕作が可能な状態にした。
- ③ 進入道路の確保が必要なため、隣接する休耕地の所有者と交渉し、進入道路を確保した。
- ④ 公社保有地を売渡、隣接する民間保有地と合わせて農地として活用する。
- ⑤ 隣接農地の貸借と併せて、復旧整備後の公社保有地の売渡を進める。

v. 公共事業の代替用地として取得した農地

公共事業の代替用地として買い取ったが、農業者が土地を引き取らなかつたことから、長期保有となった。平成 19 年度中 14,343 千円 1,630 m<sup>2</sup>を 13,524 千円で売渡し、緊急売買助成額控除後の公社の損失は 409 千円であるが、当該取引により 649 千円の売買手数料を徴収している。

vi. 目的外処分も含めて検討している農地

近隣に住宅があること、道路に面しているため切り売りが可能であること等の理由により、農地ではなく、目的外による処分が考えられる農地である。平成 19 年度の当区分の農地は取得価額 254,309 千円、35,457 m<sup>2</sup>であり、期中売り渡した農地はない。公社はこれらの農地の売却により 14,902 千円の評価益を計上している。ただし、過去の決算で支払利息や農地の維持管理等に要する費用として約 47 百万円を負担しているため、費用の額が上回っており、実質的には公社に損失が生じていることには変わりはない。なお、評価益の計上は公社の会計基準上は認められてない。

vii. 平成 20 年度の直近の状況

平成 20 年度において、平成 20 年 12 月までに取得価額 411,607 千円の農地 63,548 m<sup>2</sup>が 177,323 千円で売却済みであり、緊急売買助成額 79,391 千円を控除した、154,893 千円の損失を見込んでいる。

### 3. 長野県農業開発公社の財務の状況

#### (1) 平成19年度の財政状態、キャッシュフローの状況

##### ① 貸借対照表、キャッシュフロー計算書

長野県農業開発公社の平成19年度の財政状態、キャッシュフローの状況は、以下のとおりである。

貸借対照表		(単位:千円)	キャッシュフロー計算書		(単位:千円)
勘定科目		平成19年度	勘定科目	平成19年度	
流動資産	現金預金	202,072	基本財産等運用収入等	15,511	
	合理化事業未収入金	223,724	事業収入	1,550,089	
	農地有効活用事業未収入金	49,058	リース農場整備貸付料収入	20,266	
	補助金等未収入金	32,949	収入	273	
	前払小作料	64,580	収入	23,005	
	農作業受委託促進特別事業貸付金※1	17,970	補助金収入	227,149	
	貸倒引当金※1	-2,000	収入	1,908	
	退休農地整備事業貸付金	2,832	事業活動収入合計	1,838,201	
	用地※2	1,801,436	合理化事業支出	978,028	
	合理化事業用地損失引当金	-240,131	リース農場整備貸付料支出	39,613	
	農地有効活用事業造成勘定	512	事業支出	254	
	流動資産合計	2,253,012	支払利息支出	39,678	
固定資産	基本財産	313,000	活動	19,830	
	● 退職給付引当資産	47,715	活動	22,615	
	● 合理化事業用地損失引当資産	145,349	支出	77,479	
	● 特定資産合計	193,064	支出	10,753	
	● その他の固定資産	6,441	管理費支出	37,341	
	● その他の固定資産減価償却累計額	-3,572	事業活動支出合計	1,225,591	
	● その他の固定資産合計	2,869	事業活動によるキャッシュフロー	612,610	
固定資産合計	508,933	投資活動収入	153,697		
資産合計	2,761,945	投資活動支出	146,053		
流動負債	短期借入金	1,569,105	投資活動収支によるキャッシュフロー	7,645	
	合理化事業未払金	100,963	財務	1,883,430	
	前受金	101,752	務	655,379	
	預り金	1,652	活	2,538,809	
	流動負債合計	1,773,472	動	2,310,885	
固定負債	合理化事業長期借入金	686,359	収	721,409	
	退職給付引当金	47,715	支	3,082,294	
	合理化事業損失等引当金	700	財務活動によるキャッシュフロー	-493,485	
	固定負債合計	734,774	現金及び現金同等物の増減額	126,770	
正味財産	指定正味財産	313,000	現金及び現金同等物の期首残高	75,303	
	一般正味財産	-59,301	現金及び現金同等物の期末残高	202,072	
	正味財産合計	253,699			
負債及び正味財産合計		2,761,945	(平成19年度業務報告書より抜粋)		

##### ② 安全性分析

財務分析には、安全性分析のほか、成長性分析や収益性分析等があるが、公社は県の政策を実行するに設立された公益団体であることから、成長性及び収益性の分析は行わない。また、制度上事業資金を借入金により賄っており、借入金については県の利子補助制度が導入されていることから、借入金比率は一般的な水準に比して高くなる。

財務指標	計算式	会社の計算結果		一般的な水準
自己資本比率	$\frac{\text{正味財産}}{\text{総資本}}$	$\frac{253,699}{2,761,945}$	9%	50%程度が理想、現実的には30%程度が一応の目安
負債比率	$\frac{\text{負債}}{\text{正味財産}}$	$\frac{2,508,246}{253,699}$	989%	100%以下が理想、現実的には自己資本比率の低水準を反映して一般に高い。大企業では200~500%、中小企業では100~300%程度。
流動比率※1	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$	$\frac{1,789,101}{1,773,472}$	101%	200%以上が理想。日本企業の水準は、大企業で120~150%、中小企業は130~190%程度。
当座比率※2	$\frac{\text{当座資産}}{\text{流動負債}}$	$\frac{202,072}{1,773,472}$	11%	100%以上が理想。実際には流動比率の半分以上が多い。中小企業は大企業より高く製造業では120%、その他で100%程度。
固定比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{正味財産}}$	$\frac{972,844}{253,699}$	383%	財務健全性の観点から100%以内が理想。大企業は120~180%、中小企業では、製造業は140~150%、販売業では100~110%程度。

※1 貸借対照表の流動資産には長期滞留資産 463,911 千円（貸倒引当控除後滞留貸付金 15,790 千円、平成 21 年度以降処分予定の長期保有地 447,941 千円）が含まれているため、分析に当たっては当該資産を固定資産に振り替えている。

※2 当座資産とは、短期間で支払手段となりうる資産であり、現金預金、売掛金（公社の場合は未収金）、一時所有の流動性のある有価証券などをいう。

負債が 2,508 百万円に対して、正味財産は 253 百万円であるため、負債比率は 989%と非常に高く、自己資本比率は 9%と極めて低い。また、流動比率は 101%と流動負債に見合う流動資産が計上されているが、流動負債に対して短期に支払い手段となりうる当座資産が少ないことから、当座比率は 11%と極めて低い。このため、正味財産・負債に対して流動資産、とりわけ当座資産が不足しており、安全性に問題がある。

また固定比率は 383%と高いが、972 百万円のうち、506 百万円（基本財産 313 百万円、退職給付引当資産 48 百万円、合理化事業用地損失引当資産 145 百万円）は負債・指定正味財産の見合として政策的に拘束されている資産である。これらの資産は投下資本の回収に長期間を要するものではないことを考慮した場合の固定比率は 184%（ $=467/255 \times 100\%$ ）となり、依然として高い水準ではあるが固定比率として著しく不健全な状態ではない。

### ③ 債務償還能力

財務指標	計算式	会社の計算結果	
借入金依存度	$\frac{\text{(長期借入金+短期借入金)}}{\text{(資産合計)}}$	$\frac{2,255,464}{2,761,945}$	82%
債務償還年数※1	$\frac{\text{(長期借入金+短期借入金)}}{\text{(現金預金増加額+減価償却費)}}$	$\frac{2,255,464}{127,052}$	18年
推定担保力比率※2	$\frac{\text{(減価償却費+有価証券+現金預金)}}{\text{(長期借入金+短期借入金)}}$	$\frac{517,941}{2,255,464}$	23%
(参考※3) 推定担保力比率	$\frac{\text{(用地+有価証券+現金預金)}}{\text{(長期借入金+短期借入金)}}$	$\frac{2,176,377}{2,255,464}$	96%

※1 会社は損益計算書を作成していないため、当期純利益ではなく、現金及び現金同等物の増減額を用い、更に内部留保資産として減価償却費を償還原資（分母）としている。

※2 有価証券は、基本財産（預金・有価証券）313,000千円を含めている。

※3 会社は1,661百万円の用地を有しており、当該用地売却により借入を返済する計画であること、減価償却費は僅少であることから、実質的担保力の評価にあたり、減価償却費に変えて用地を用いている。

会社は売買事業を含めて主として借入金による資金調達をしていることもあり、借入依存度が80%と非常に高い。債務の償還には平成19年度の実績ベースで18年を要するものである。推定担保力は23%と低い。実質的担保力の評価にあたり、減価償却費に変えて用地を用いて推定担保力比率を計算すると96%となる。このため、用地の評価額（売却価値）が会社の担保推定能力に重要な影響を与えるものとなる。また②安全性分析にあるように、会社が負債に見合った支払手段を有しておらず、安全性に問題があることを考慮すると、用地の売却収入が借入金の支払手段となることがわかる。

### ④ 債権債務の状況

#### ア 借入金の状況

区分	平成19年度	平成18年度
借入金残高 d	2,255,485千円	2,748,970千円
平均金利 e=a/d	1.5%	1.5%

区分	平成19年度	平成18年度
借入利息 a	39,679千円	39,887千円
管理費 b	31,932千円	38,526千円
差額 c=a-b	2,820千円	1,361千円

便宜的に各年度の収支報告書のデータを使用している。

借入先	償還期限	金利幅
民間金融機関	平成 21 年 3 月 31 日まで	0.95%～2.8%
	平成 21 年 4 月 1 日以降	2.5%～3.15%

平成 19 年度末借入金残高に関わる借入金の金利であり、民間金融機関はすべて同一の金融機関である。

#### イ 未収金の状況

平成 19 年度末の未収金（営業債権）の残高は 305,731 千円であり、平成 19 年 10 月 1 日までの回収状況は、以下のとおりである。未収金は主として農地の譲渡に伴うものであるが、その他に小作料手数料に関する未収金がある。

#### 平成 19 年度末の未収金の回収状況

(単位：千円)

科目	平成 19 年度末 残高	平成 20 年度 回収額	未回収 残高	回収率
合理化事業未収金	11,699	5,388	6,311	46.1%
県単独事業未収金	47,900	47,900	0	100.0%
特別事業未収金	124,137	124,137	0	100.0%
新合理化特別事業未収金	9,772	9,525	247	97.5%
担い手支援事業未収金	30,217	30,217	0	100.0%
農地有効活用事業譲渡未収金	49,058	48,191	867	98.2%
補助金未収金	27,335	27,335	0	100.0%
その他の収入	5,613	3,874	1,739	69.0%
合計	305,731	296,567	9,164	97.0%

(資料：長野県)

農業開発公社では、未収金が期限までに回収されなかった場合に備えて、滞納マニュアルを作成し、事務局の本所職員と支所職員等で債務者を訪問して、未収金の回収を図っている。また、過去に不能欠損処理を行った例はない。

債務者別未収金との状況

(単位：千円)

区分	摘要	未収金	回収状況
個人	用地譲渡収入	5,491	
企業	利息負担額	1,739	債務者返済原資が市町村の補助金であることから、市の予算執行後に回収予定。
個人	平成 16 年度以降の小作料	1,323	滞納のため、督促している。
個人	平成 18 年度以降の小作料	364	滞納のため、督促している。
個人	用地譲渡収入	247	
	合計	9,164	

(資料：長野県)

ウ 貸付金の状況

平成 19 年度末の貸付金残高

(単位：千円)

貸付内容	当初貸付額	平成 19 年度末残高			回収率	備考
			件数	うち延滞金		
遊休農地整備資金	8,940	2,832	4 件	0	31.7%	
農作業受委託促進特別事業	33,550	17,970	2 件	17,970	53.6%	貸倒引当金 2,000 を計上済み

(資料：長野県)

遊休農地整備資金の貸付期間は5年であり、平成 21 年 3 月 25 日から平成 24 年 3 月 30 日までに償還期限が到来する。

農作業受委託促進特別事業の貸付件数は2件であるが、個人とその個人が経営する会社であることから、実質的には1件とみなすことができる。当該貸付金は平成 10 年から 11 年にかけて貸し付けたものであり、当初5年間で回収する予定であったが延滞している。平成 19 年度に公社は裁判所の調停により債務者と協議のうえ、償還計画の変更を行い、平成 34 年までに全額回収する予定である。また、当該貸付金の回収が将来的にも困難が予想されることから、連帯保証人を含めた債権会議を持ち、月ごとに日を定めて徴収するほか、収穫期には収穫物での現物収納をさせるなどして、債権の回収に努めている。その結果、平成 21 年 1 月 19 日までに 1,850 千円が回収されている。

(2) 公社の財政健全化計画（試算）

① 長期保有地解消計画

現在、国の農地保有合理化緊急売買促進事業の実施期間に合わせて、平成 22 年までにすべての長期保有地を売却することにより、売却損失を確定し、売却による収入を借入金の返済に充当する予定である。

長期保有地解消計画

(単位：千円)

区分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	合計
売渡価格	264,927	219,084	141,110	128,284	753,405
助成額	90,986	93,451	39,288	30,097	253,822
その他収入	22,756	13,212	4,628	9,037	49,633
収入合計	378,669	325,747	185,026	167,418	1,056,860
簿価	436,069	476,166	245,613	202,328	1,360,176
売却損失	(57,400)	(150,419)	(60,587)	(34,910)	(303,316)

注：平成 19 年度売却損失には過年度分の差損も含む。(資料：公社)

売却損失内訳

平成 19 年度確定損失	57,400	
平成 19 年度損失引当金	240,132	
その他	5,784	その他は、平成 20 年度の見直しにより、新たに発生した損失額である。
合計	<u>303,316</u>	

② 借入金の返済計画及び正味財産の毀損の解消計画

公社では平成 19 年度末現在借入金の返済計画や現在正味財産が基本財産を割り込んでおり、正味財産に毀損が生じていることから、県の協議のもと、公社の財政健全化計画（試算）を作成している。これらの財政健全化計画（試算）は監査期間中に入手したものであり、県としては非公式なものとしている。しかし、財政健全化計画（試算）は公社の経営管理に関する監査にとって重要なものであると判断し、検討を行った。この財政健全化計画（試算）は平成 21 年 1 月 21 日現在のものであり、平成 20 年度以降新たに発生する長期保有地は除外している。また、借入はすべて民間金融機関からの借り入れであり、無担保・無保証である。

ア) 長期保有地売却による借入金返済計画

(単位：千円)

区分	期首 借入残高	借入利息	返済元本	合理化事業 に係る収益	基本財産 の毀損額
平成 19 年	1,360,887	22,363	368,136	11,257	59,302
平成 20 年	992,750	12,646	329,127	15,453	111,653
平成 21 年	663,623	12,443	186,515	13,932	135,262
平成 22 年	477,108	8,946	174,544	16,072	138,386

(資料：公社より提出を受けた資料を元に包括外部監査人が作成したもの)

イ) 長期保有地売却後の借入金返済計画

(単位：千円)

区分	期首 借入残高	借入利息	返済元本	合理化事 業 に係る収益	基本財産 の毀損額
平成 23 年	302,564	5,673	14,962	20,635	123,424
平成 24 年	287,602	5,393	15,242	20,635	108,181
平成 25 年	272,359	5,107	15,528	20,635	92,653
平成 26 年	256,831	4,816	15,819	20,635	76,834
平成 27 年	241,012	4,519	16,116	20,635	60,718
平成 28 年	224,896	4,217	16,418	20,635	44,299
平成 29 年	208,477	3,909	16,726	20,635	27,573
平成 30 年	191,751	3,595	17,040	20,635	10,534
平成 31 年	174,712	3,276	17,359	20,635	0
平成 32 年	157,353	2,950	17,685	20,635	
平成 33 年	139,668	2,619	18,016	20,635	
平成 34 年	121,652	2,281	18,354	20,635	
平成 35 年	103,298	1,937	18,698	20,635	
平成 36 年	84,599	1,586	19,049	20,635	
平成 37 年	65,551	1,229	19,406	20,635	
平成 38 年	46,145	865	19,770	20,635	
平成 39 年	26,375	495	20,140	20,635	
平成 40 年	6,235	117	20,518	20,635	
合計		110,981		428,144	

(資料：公社より提出を受けた資料を元に包括外部監査人が作成したもの)

公社の財政健全化計画（試算）によると、ア）長期保有地売却による借入金返済計画のとおり、平成 19 年度期首の長期保有地 1,360 百万円に対応する借入金残高は 1,361 百万円である。長期保有地は平成 22 年度中に処分され、売却収入を含めた事業収益の 1,115 百万円が借入金の返済に充当されるが、資産処分後も借入金 302 百万円が残る。公社は、この借入金をイ）長期保有地売却後の借入金返済計画に従って、平成 23 年から平成 40 年まで、合理化事業収益により 18 年間で返済す予定である。また、平成 19 年度末の公社の正味財産は 253 百万円であり、基本財産には 59 百万円の毀損が生じている。その後、正味財産は平成 22 年には 175 百万円まで減少（138 百万円の毀損）するが、長期保有地の売却後は合理化事業収益により業績が改善し、平成 31 年には正味財産が基本財産まで回復するとしている。

#### 4. 監査の結果と意見

##### (1) 結果

###### ① 農地の評価益の計上

###### 【結果】

公社では平成19年度決算において、長期保有地のうち、2件について14,092千円の評価益を計上し、同額の合理化事業用地損失引当金と相殺している。しかし、公社の会計基準では当該会計処理は認められていない。農地の評価に当たっては、公社の会計基準を順守する必要がある。

##### (2) 意見

###### ② 土地の適切な評価方法確立の必要性

###### 【意見】

農用地の期末の評価にあたり、適切な客観的な評価方法を検討・確立する必要がある。

###### 【説明】

公社では、農用地の時価の下落により各期末において、長野県農業開発公社農地保有合理化事業関係引当金取扱規程（以下、「引当金取扱規程」という。）を定めるとともに、農業開発公社保有農地の時価評価の取り扱い方針を作成し、農用地の時価評価を行い、取得価額と時価の差額を引当金として計上している。引当金とは、将来の損失または費用であり、その発生の可能性が高く、その原因が当期以前の事象に起因し、金額の合理的見積りが可能な場合、将来の損失に備えて、費用計上するものである。

###### 長野県農業開発公社農地保有合理化事業関係引当金取扱規程

第3条 合理化事業用地損失引当金は、農地合理化事業を円滑に実施するための引当金とし、同事業の実施により保有する農用地等の時価が取得価額（簿価）より下落したときに、回復する見込みがあると認められる場合及び売買予約契約等によって取得価額を下回らない価額で売り渡すことが確実である場合を除き、取得価額と期末の時価との差額を計上する。

公社では、土地の時価評価にあたり農用地の近傍類似の土地の通常取引の最新の価格を市町村や県内の農業者団体から近傍価格として入手し、これを参考に時価評価をしている。しかし、この農用地の時価は、日照条件や進入道路の有無、接道までの距離や土壌により異なるため、近傍価格を基準にこれらの条件を加味して時価評価を行う必要があるが、このような個別条件を反映させるための算定フォーマット等の具体的な評価の基準が定められて

いない。現在、公社は買い取った土地について売買予約契約取引により売り渡しているが、このように買受予定者や売渡価格が確定している場合は、将来損失が発生する可能性が低いため、引当金の計上はせず、引当金取扱規程により時価評価をする必要はない。

一方、長期保有地のうち、売買予約がなされていないものについては、近傍価格を参考にした時価評価を行う必要がある。長期保有地の中には、保有期間の長期化等により荒廃し耕作条件が悪い農地や生産力の低い農地が含まれているが、近傍価格を基準にどのように評価するか客観的な基準が定められていないため、実際の時価とは異なる価額で評価される可能性がある。更に、長期保有地の中には目的外処分を進めている用地等も含まれており、これらの用地は近傍価格を基準に農地として評価することは適切でない可能性もある。よって農用地等について、具体的で客観的な評価基準を検討・確立する必要がある。

### ③ 長期保有地の早期かつ確実な解消の必要性

#### 【意見】

長期保有地の売却による解消を促進して農地価格の下落による損失を確定し、以後の用地保有に係る管理コストの発生を防止する必要がある。

#### 【説明】

公社は、平成 19 年度において、国の農地保有合理化緊急売買促進事業を活用しながら、長期保有地 436 百万円を 265 百万円で売却し、57 百万円の損失を確定させた。その結果、平成 19 年度末での未解消の長期保有地は 924 百万円となっている。公社は今後 3 年間かけて当該農地を合計 488 百万円で売り渡し、240 百万円の損失を見込み引当金を計上している。しかし、農地価格の下落傾向にある現在、保有期間の長期化により売渡価格が低下し、損失が拡大する可能性がある。更に、用地保有期間の長期化は、農地としての価値を維持するための土地の整備費用や固定資産税、管理のための人件費等の費用を増加させる。このため、早期に長期保有地を売却して損失を確定する必要がある。また、長期保有地の整理にあたり、著しく耕作条件が劣悪な農地については、立地条件に応じて農地以外での売却方法も視野に入れた長期保有地の解消を検討する必要がある。

### ④ 公式な財政健全化計画策定の必要性

#### 【意見】

公社は、現在の財政健全化計画（試算）は試算段階であるため、実現可能性の観点から検証たうえて、公式な財政健全化計画として策定する必要がある。

る。

#### 【説明】

平成 17 年度より正味財産が減少しており、19 年度末において 313 百万円の基本金に対し、59 百万円の欠損が生じている。また、公社が県と協議のうえ作成した財政健全化計画（試算）では、平成 22 年に欠損の額が 138 百万円に達し、その後、18 年間かけて欠損を解消するとしている。

しかし、この財政健全化計画（試算）は、以下の 4 点において更なる検討を要する。

#### ア 確実に実現できる収益の見積もりの必要性

財政健全化計画（試算）によると、平成 19 年度の合理化事業に係る収益の実績は 11,257 千円であるが、平成 23 年以降はその 1.8 倍の 20,635 千円にまで改善し、それが平成 40 年まで 18 年間に渡って持続することを前提にした借入金の返済計画を試算している。しかし、平成 23 年度以降、この収益を達成し、かつその後維持することが可能かどうか不明である。

長野県農業会議と長野県担い手育成総合支援協議会では、「農業構造政策推進資料」を作成し、その中で市町村別の農地面積や集約率、目標集積面積の調査を行っている。これによると、平成 19 年度末時点での、平成 22 年度末目標の農地集積面積は、農業者の目標が 53,750ha となっている。よって、公社はこれらの資料を利用して、農地集約に期待できる公社の関与率、農地の平均価格等を使用して、公社の合理化事業に係る収益を見積もり、実現可能な収益の額を適切に見積もる必要がある。

#### イ 財政健全化計画（試算）に盛り込まれていない借入金に関する返済計画作成の必要性

貸借対照表上、平成 19 年度末借入金残高（平成 20 年度期首残高と同額）は、短期借入金 1,569,105 千円、長期借入金 686,359 千円の計 2,255,464 千円である。このうち、財政健全化計画（試算）により返済予定の借入金 992,750 千円である。財政健全化計画（試算）に加味されていない借入金の額は 1,262,714 千円である。その中には平成 19 年度末現在は長期保有地として認識されていない農用地に関する借入金や、運転資金等の借入金も含まれている。このため、借入金の返済に当たっては、長期保有地のみならず、全ての借入金の返済計画を作成する必要がある。

#### ウ 全社的な資金繰りの計画を作成する必要性

財政健全化計画（試算）は、長期保有地の整理と長期保有地に関わる借

入金の返済計画、正味財産の欠損の回復に関する計画である。しかし、公社は全社的な財務の見通しを考慮した資金繰計画を作成していないため、事業を継続するに十分な運転資金が確保できるか不確実な状況にある。

エ 県からの支援の検討の必要性

公社の財政健全化計画（試算）によると、現行の金利水準を仮定にした場合、借入金の完済までに 111 百万円の金利を金融機関に支払うことになる。公社は県の 100%出資により設立・運営されていることから、これらの金利は将来、公社が経営困難に陥った場合、残債及び金利は県民負担となる可能性がある。公社の財政健全化計画（試算）の見直しにあたっては、公社の経営業績が県に与える影響や県の財政状況等を総合的に判断し、県の支援のあり方を検討する必要がある。

⑤ 借入金の利息負担の軽減の必要性と利息補助に関する県民負担の意識の必要性

【意見】

公社は、より有利な条件の借入金への借換を行い、金利負担を抑える必要がある。また、各制度により金利が異なる場合はより低金利の事業について借入を行い、利息負担を軽減させ、県の利息助成額の圧縮を図る必要がある。

県は利子補助金の圧縮のための指導を行うと同時に公社に対し金利補助額縮減のための経営努力を促す必要がある。

【説明】

公社は事業資金・運転資金等を民間金融機関から借り入れており、借入依存度は 82%と高い。このため、公社は毎年 40 百万円弱の借入利息を支払っており、その額は公社で発生する管理費の額を超えている。公社は借入金利息の抑制のため、早期に借入金を返済する必要がある。また、借入金の平均金利は 1.5%であるが、平成 21 年 3 月 31 日までに償還期限が到来する一年未満返済予定借入金（短期借入金）の金利は民間金融機関でも 0.95%から 2.8%の開きがあり、平成 21 年 4 月 1 日以降に返済期限が到来する借入金（長期借入金）も、2.5%から 3.15%となる。借入金金利の動向や担保権設定による金利軽減と費用負担の比較等を加味した上で、より有利な条件の金融機関から借入をすることにより、金利等の負担を抑える必要がある。

公社は県の出資法人であるが、県からの借り入れを行っておらず、県は公社の借入にあたり金融機関に対する債務保証は行っていないため、財政面からは県とは独立の立場で意思決定が行いがちである。よってこれらの高い金利による借入は、県が利息の補助を行っていることから、金利の高低は公社

の財政状態に影響は与えないため、より有利な条件による借換を行うための、動機づけがない。このため、県は、公社に対し、利息補助の圧縮の観点から、指導を行うと同時に、公社の経営努力を促す必要がある。

#### ⑥ 土地の買入価格の適切性

##### 【意見】

農地の買入価格の決定に当たっては、近隣農地の取引価格を農業者団体等から入手した「直近に近隣で取引された農地の取引価格」のみならず、農地の生産能力や買入予定農地の特有の事情等を考慮した客観的な評価方法を確立する必要がある。

##### 【説明】

公社の長期保有地の中には、過去において農地を買取るにあたっての買入価格が割高であったことから、売渡が困難となり長期保有地となった事例がある。

公社では農用地等を買入れ価格について、財団法人長野県農業開発公社農地保有合理化事業規程により、以下のように定めている。

##### 財団法人長野県農業開発公社農地保有合理化事業規程

第 10 条 農用地等の買入れ価格は、土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に批准して算定される額を基礎とし、その土地の生産力等を勘案した上で、必要に応じ農業委員会の意見を聞いて定めるものとする。

公社は、農地の近傍類似の土地の通常取引の最新の価格を市町村や県内の農業者団体から近傍価格として入手しているが、買入予定地の生産力等をどのように近傍価格に反映させるか、客観的な定めが設けられていない。また、公社と同一条件による近傍類似の農地が頻繁に取引されているわけではないため、常に必要な近傍価格が入手できるとは限らない。

このため、過去の取引情報を分析し、農地の買入価格の決定方法について、客観的な基準を定めることが望ましい。例えば、日照条件や土壌や進入道路の状況、買入予定者の固有の事情等の各耕作条件が農地価格に与える影響を点数化する等の客観的な買入価格の決定方法を確立し、入手した近傍価格等に反映させた価格を取引価格とする方法が考えられる。また、最新の近傍価格が入手できなかった場合は、過去に入手した近傍価格を基

に、当該農地の農地価格の騰落率を加味して、最新の近傍価格を計算する等により対応することも考えられる。

⑦ 農地の買取意思が不確実な者による土地の買取に対する方策

【意見】

公社は確実に売り渡しが行われる農地のみを取得しているが、農地の買取意思が不確実である等の動機の錯誤による農地取引である可能性が判明した場合は、代金返還を求めるため速やかに契約を無効とする又は取り消すための法的措置をとる必要がある。同時に法律の専門家に相談する必要がある。また、動機の錯誤による農地取引の疑義が生じた場合は、直ちに取引を中断するなどの対応をする必要がある。

【説明】

公社では、農地の売買にあたり、買受予定者が農地の買い取りの意思表示を行うことを条件に農地の買い取りを行っていた。しかし、買受予定者の中には、農地を買い取る明確な意思のない者が含まれており、結果として買い取った農地を譲り渡すことができずに、長期保有地となった農地が含まれている。公社では、先述のとおり再発防止策を講じているが、既に取得した農地の中には多額の含み損を生じているものがあり、農地価格の下落により今後さらに損失が拡大する可能性が高い。このため、事前の防止策及び事後的な対策を検討する必要がある。このような長期保有地には、市町村の実施する公共事業の代替用地として取得し、農業者が当該農地を引き取らなかつたため、長期保有地となっている農地がある。よって公社は農地を買い取る明確な意思のない者に対し、市町村とも連携して、事前の防止策及び事故的な対策について検討する必要がある。

公社は買受予定者が農地を譲り受ける意思がないことを知っていたら、農地の買い取りを行わなかつたはずであり、動機の錯誤にあたる。これが法律行為の要素に該当すると認められる場合、当該取引は無効である。

<p>第95条 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があつたときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があつたときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。(出典：民法、以下同じ)</p>
---

また、譲渡人は買受予定者と共謀して、公社を信頼させて取引を行っている場合は、詐欺による取消権を主張するも考えられる。ただし、この取消権の主張には時効が設けられていることに留意する必要がある。

第 96 条 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

2 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知っていたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。

3 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができない。

第 126 条 取消権は、追認をすることができる時から五年間行使しないときは、時効によって消滅する。行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。

さらに、これらの取引により公社が損害を被った場合は不法行為による損害賠償を請求することも考えられる。

第 709 条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

いずれにせよ、契約不履行等の契約上のトラブルが発生した場合は、通常  
の取引とは異なり公社のみで問題を解決することは困難である。このため、  
法律の専門家の力を借りることが必要である。

## ⑧ 受益者負担の適正化と自主財源の確保

### 【意見】

公社の提供するサービスの価値に見合う手数料を設定する必要がある。  
事業に関わる手数料等の金額・徴収率の見直しを行い、少なくとも事業に直  
接的に関わる事務経費相当額は手数料や国の補助金等により回収する必要が  
ある。また、自己収入の増加に結びつくサービスについては、積極的に展開  
することが望まれる。

### 【説明】

農業開発公社は農地等の売買や貸借、農作業受委託等の農地合理化事業や  
農地有効活用事業に関する事業を主要なビジネスとしている。

農業者は農地の売買にあたり農地保有合理化事業を活用すると譲渡所得税  
や住民税、不動産取得税等の特例措置のメリットがある。農地保有合理化事  
業により売渡人及び譲受人が大きなメリットを享受することができ、農地流  
動化策における農業開発公社の果たす役割は重要である。しかし、農業開発  
公社の売買手数料はその提供するサービスに比して割安で設定されている。

また売渡に関する手数料は、農地等の買入価格に対して一定料率を乗じて

いるが、保有期間が長ければ長いほど手数料率が高くなる。このため取引対象となっている農地が長期保有地である場合は手数料を減免せざるを得ないこともある。よって、提供するサービスの価値に見合う手数料を設定する必要がある。

更に、会社はその他に賃貸借や使用貸借等のサービスも行っているが、これらは主要なビジネスではないため著しく低額な手数料を設定している。このため、当該サービスによる収入は事業に直接必要な用紙代、切手代、人件費等の事務経費を賄えない可能性が高いことから、手数料の設定にあたっては、事務経費を賄える手数料を設定する必要がある。更に、新たな事業を展開することにより自主財源を確保し、経営の安定化を図る必要がある。

## 第9章 貸付金の管理

### 1. 貸付金制度

#### (1) 貸付制度の概要

県による貸し付けの状況は以下のとおりである。平成19年度に新規貸付を実施しているのは、農業改良措置及び就農支援資金貸付金である。

平成19年度における農業改良資金等貸付金の状況

貸付金の名称		前年度末 貸付残額	当 年 度			返済額	年度末貸付 現 在 額	うち滞納 繰越金額
			貸 付		借受者			
			償還期限	金 額				
農 業 改 良 資 金	生産方式改善資金 貸付金	千円 74,925	-	千円 -	-	千円 13,463	千円 61,462	千円 52,446
	特定地域新部門導 入資金貸付金	133,653	-	-	-	43,522	90,131	1,925
	農家生活改善資金 貸付金	450	-	-	-	450	0	0
	青年農業者等育成 確保資金貸付金	412,750	-	-	-	126,978	285,772	22,700
	農業改良措置	248,212	10年	2,800	1名	27,573	223,439	2,583
就農支援資金貸付金		109,292	-	-	-	6,829	102,463	0
		201,717	4~12年	68,750	8農協	14,674	255,793	0
計		1,180,999		71,550		233,489	1,019,060	79,654

※金利は無利子である。また、就農支援資金貸付金のうち上段は担い手育成基金への貸付である。

#### ① 農業改良資金貸付金の目的及び実績

農業改良資金貸付金は、農業者の新作物・新技術の導入、新たな農業分野の経営の開始、加工分野への進出等の取組に必要な資金を無利子で貸し付けるものである。

農業改良資金貸付金の実績

(単位：千円)

年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
貸付枠(a)	600,000	500,000	300,000	200,000
貸付金額(b)	64,734	100,429	53,500	2,800
貸付件数	12	9	4	1
貸付実行率(b/a)	10.8%	20.1%	17.8%	1.4%

貸付枠に対する実際の貸付額の割合（貸付実行率）は、最高 20.1%で平均 12%と利用率が低い。特に、平成 19 年度は 2 億円の貸付枠を設けて資金を準備したが、実際の貸付は 1 件 2,800 千円に留まっている。これは県の農業制度資金利子補給等事業において、平成 19 年度から平成 21 年度までの 3 年間に金融機関が貸し付ける農業近代化資金及び農業経営基盤強化資金については、個々の案件の償還終了まで無利子とする制度を設けており、窓口となる農協等の金融機関が利子補給制度の利用を進めているためと考えられる。無利子化措置が終了する平成 22 年度以降は無利子化措置の実施前の水準に戻ると推測される。

また、平成 18 年度、平成 19 年度の農業改良資金特別会計の概要は以下のとおりである。

農業改良資金特別会計（農業改良資金）決算の概要

（単位：千円）

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	備考
（歳入）	貸付者からの償還金	229,940	211,986	
	期首繰越金	924,531	657,207	
	合計	1,154,471	869,193	
（歳出）	貸付金	53,500	2,800	
	国庫補助金の返還金	295,842	299,084	自主納付
	一般会計繰出金	147,922	149,543	上記県費相当分
	期末繰越金	657,207	417,766	
	合計	1,154,471	869,193	
繰越金比率		56.9%	48.0%	

※繰越金比率=繰越金÷歳入・歳出合計

上記によると、平成 18 年度は、924 百万円の繰越金を含む 1,154 百万円の歳入があるが、貸付枠はその 26% (=300,000÷1,154,471×100%)、実際の貸付実績は 5% (=53,500÷1,154,471×100%)に留まっている。平成 19 年度は貸付実績が低下したこともあり、657 百万円の繰越金を含む 869 百万円の歳入に対する貸付枠は 23% (=200,000÷869,193×100%)、貸付実績は 0.3% (=2,800÷869,193×100%)となっている。

また、平成 20 年度には国庫補助金を 245 百万円自主納付し、これに伴う県費相当分の 122 百万円を一般会計に繰り出すことにしている。

② 就農支援資金貸付金（就農施設等資金）の目的及び実績

就農支援資金貸付金（就農施設等資金）は県から就農計画の認定を受けた農業者に対して、農業経営を開始する際の施設等の取得に必要な資金を貸し付けている。

就農支援資金貸付金の実績

（単位：千円）

年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
貸付枠(a)	200,000	200,000	105,000	110,000
貸付金額(b)	15,072	63,886	43,415	68,750
貸付件数	3	8	7	12
貸付実行率(b/a)	7.5%	31.9%	41.3%	62.5%

※平成 18 年度実績には 5,000 千円は県担い手育成基金に対する貸付が含まれている。

貸付枠に対する実際の貸付額の割合（貸付実行率）は、平成 19 年度は 62.5%、平成 18 年、17 年は 30%～40% で推移しており、平成 18 年度には貸付実績に応じて貸付枠を減額している。また、平成 19 年度の貸付金額は 68,750 千円であるが、その年度により大きく異なる。

農業改良資金特別会計（就農支援資金）決算の概要

（単位：千円）

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	備考
（歳入）	貸付者からの償還	16,360	21,503	
	期首繰越金	131,545	99,000	
	合計	147,905	120,504	
（歳出）	貸付金	43,415	68,750	
	政府貸付金償還金	3,660	4,545	約定償還
	一般会計繰出金	1,830	2,273	上記県費相当分
	期末繰越金	99,000	44,936	
	合計	147,905	120,504	
繰越金比率		66.9%	37.3%	

※繰越金比率=繰越金÷歳入・歳出合計

上記によると、平成 18 年度は、147 百万円の歳入があるが、貸付枠はその 71%(=105,000÷147,905×100%)、実際の貸付実績は 29%(=43,415÷147,905×100%)に留まっている。平成 19 年度は貸付実績が増加し、120 百万円の歳入

に対する貸付枠は91% (=110,000÷120,504×100%)、貸付実績は57% (=68,750÷120,504×100%)となっている。県では、貸付者からの償還金と繰越金の一部を新規の貸付の原資とし、一部を政府貸付金の償還や一般会計繰出金に充てている。また、平成20年度には政府貸付金を6百万円償還し、これに伴う県費相当分の3百万円を一般会計に繰り出すことにしている。

## (2) 貸付金に対する監査の結果と意見

### ① 結果

特に記載すべき事項はない。

### ② 意見

#### ア 農業改良資金に関する特別会計のスリム化

##### 【意見】

農業改良資金特別会計では、利用者のニーズを大きく上回る貸付枠を設定し、多額の繰越金を計上している。限られた予算の有効利用のためには、過去の実績や他の貸付制度の影響、県内農業者等に対するアンケート等から利用者のニーズを分析して貸付枠を設定し、農林水産省の示した資金保有額の適正水準の考え方に従った適正資金残高を把握し、これを超える資金は一般会計に戻すことが望まれる。

##### 【説明】

平成20年度において、県は50百万円の貸付枠を設定している。仮に貸付者からの償還収入がなく、100%の貸付が行われた場合の、特別会計の歳入歳出は以下のとおりとなる。

貸付者からの償還がなくても貸し付けを行い、予定通りの国庫補助金の納付と一般会計の繰り出しを行い、繰越金が生じている。このため、貸付者からの償還金は全て期末繰越金となる。また平成20年度に設定されている貸付枠は、農業制度資金利子補給等事業による農業近代化資金等の無利子化措置実施前の貸付実績に基づき設定したことから、非常に低い利用率となることが予想されるため、更に繰越金が発生する可能性が高い。

県の財政に余りがない状況で多額の繰越金を計上することは好ましくなく、余った資金は一般会計に戻し、今後貸付需要が増えてきた際に改めて予算措置を行うことにより、県の限られた予算の有効利用を図ることができる。

平成20年3月に農林水産省が都道府県に示した「都道府県における農業改良資金保有額の適正水準の考え方について」によると、都道府県特別会計の繰越金の適正水準については、保有金額の20%を上限とするとし、繰越金の額が一億円を下回る場合はこの限りではないとしている。よって、国庫補助金の自主返還にあたっては、当該基準により、特別会計のスリム化を図る必要がある。

貸付者からの償還を ロとした場合の予算

区 分		平成 20 年度
(歳入)	貸付者からの償還金	0 円
	期首繰越金	417,766,284 円
	合計	417,766,284 円
(歳出)	貸付金	50,000,000 円
	国庫補助金の償還金	245,088,000 円
	一般会計繰出金	122,544,000 円
	期末繰越金	134,000 円
	合計	417,766,000 円

参考：都道府県における農業改良資金保有額の適正水準の考え方

都道府県特別会計の次年度繰越額 保有金額×20%

都道府県特別会計の次年度繰越金額=歳入(A)－歳出(B+C)

内訳 (いずれも当該年度の計画)

(A)=前年度繰越金＋農家償還金見込額＋政府貸付金借入金＋県費繰入れ額

(B)=農家貸付額

(C)=政府貸付金償還金＋自主納付額＋県費一般会計繰戻金

保有金額=農家貸付金残高＋前年度繰越額 (いずれも当該年度当初額)

## 2. 滞納債権の管理

### (1) 繰越滞納金の状況

平成 19 年度末の滞納繰越金は以下のとおり 31 件 79,654 千円となっている。  
平成 20 年 10 月 31 日現在、このうち 2,668 千円が回収されている。

平成 19 年度における滞納繰越金の状況

(単位：円)

滞納発生年度	滞納繰越	件数	収入済	件数	次期繰越	件数
平成 8 年度	9,866,000	2			9,866,000	2
平成 9 年度	42,580,000	2			42,580,000	2
平成 13 年度	6,410,000	2	720,000	1	5,690,000	2
平成 14 年度	250,000	1			250,000	1
平成 15 年度	250,000	1			250,000	1
平成 16 年度	1,627,000	3	20,000	1	1,607,000	3
平成 17 年度	2,794,000	4	789,000	2	2,005,000	3
平成 18 年度	8,860,750	9	2,232,750	3	6,628,000	7
平成 19 年度	10,778,000	10			10,778,000	10
合計	83,415,750	34	3,761,750	7	79,654,000	31

※ 収入済は一部償還を含んでいるため、滞納繰越件数、収入済件数の差し引きは次期繰越件数に一致しない。

平成 8 年度及び平成 9 年度に発生した滞納額は計 52,446 千円であり、延滞者は実質的に 1 名であるが、現在失 中であることから県は資産状況を把握できていない。また、貸付当時、延滞者は農業開発公社より借りた農地で酪農を営んでいたため、その他に土地を保有していない可能性が高く、酪農に使用した建物は民間の金融機関等による 当権が設定され、当該担保物件に関する競売が不成立に終わっていることを鑑みると、延滞者から滞納金を回収できる可能性は低い。このため県は保証人からの回収も視野に入れて検討している。

(2) 滞納債権の管理の基本

滞納債権の管理の基本は、以下のような主要な管理事務について、確実に実施していくことにある。

① 日常的な滞納債権の管理事務

ア 延滞者に関する調書への記載

納入義務者が納付期限を過ぎても納付しないものが発生したときは遅滞なく、延滞者の住所・ 名、債権金額、履行期限などを調査確認のうえ、延滞者に関する調書に記載する。

イ 督促

貸付金の全部または一部が履行期限を経過してもなお履行されていない場合には、延滞者に対して原則として書面により督促する。督促は、一般

債権については強制履行の請求などの前提となる。督促の状況は、滞納整理記録に記載する必要がある。

ウ 債務弁済能力調査（財産調査）

一般債権の場合、債権が発生したときは、遅滞なく債務者の財政状況や業務の状況など債権回収に影響を及ぼす事項を調査・確認のうえ、延滞者に関する調書に適切に記載する必要がある。

エ 時効中断措置

債権が時効により消滅する可能性があるときは、時効を中断するための必要な措置をとらなければならない。

② ①によっても回収されない滞納債権に対する対応

ア 強制履行の請求等

債務者に対して督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは強制履行の請求等の措置、例えば、担保権の実行（保証人に対する履行の請求を含む）、または非 手続による履行の請求（提起、調停の申し立て）をとらなければならない。

イ 徴収停止 履行延期の特約等

債務者の所在が不明であり、かつ、差し さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められる場合等所定の要件に該当するものは、徴収停止の整理を行うことができる。また、債務者が無資力またはこれに近い状況であるとき、債務者が債務の全部を一時に履行することが困難でかつ、資産の状況により履行期限の延長が徴収上有利と認められるときなどは、履行期限の延期の特約等ができる。

③ 個々の滞留債権に対する滞納整理の終了

ア 不納欠損処理

債権が、免除、消滅時効の完成等の事由に該当するときは、直ちに収納できない事由を明らかにしたうえで、不納欠損として整理する。

(3) 県の滞納債権の管理状況

① 平成 19 年度までの管理状況

県では、「農業改良資金等に係る延滞対応マニュアル」（以下、「旧マニュアル」という。）を作成している。旧マニュアルでは、延滞発生時の対応策と延滞解消策に分けて管理している。また、延滞解消策については、延滞者の状況

に応じ、経営状況、家 状況等に特に問題がない場合と経営状況等に問題がある場合に分けて対応することとしている。しかし、この旧マニュアルは形式的なものであり、実際に県が行っていた滞納整理事務も財務規則で定められている督促状・履行催告状の発行が主であり、旧マニュアルに定められている個々の債務者の状況を管理する「農業改良資金延滞者に関する調書」では滞納整理の記録は必要とされていなかった。

## ② 平成 20 年度の管理状況

平成 20 年 9 月 16 日付でマニュアルの大幅な改 を行い、即日このマニュアル（以下、「新マニュアル」という。）に基づいた滞納整理を実施している。新マニュアルでは、延滞発生時の迅速な対応や地方事務所の連携と延滞者に関する調書の作成と報告、現金取扱員の指定による現金回収の実施等が盛り込まれている。平成 20 年 10 月 31 日までに回収された滞納繰越金 2,668 千円のうち、1,940 千円はこの新マニュアルに基づく滞納整理の開始から 1 カ月半の間に回収されたものであり、新マニュアルが効果を発揮した可能性が高い。しかし、滞納繰越金の中には、滞納者が失 中であり資産の状況が把握できない、保証人が債務弁済を している等の困難事例があり、債権の回収・滞納整理が進まないケースも含まれている。

## (4) 滞納債権の管理に対する監査の結果と意見

### ① 結果

特に記載すべき事項はない

### ② 意見

ア 滞納解消のための実践的な行動指針の必要性

#### 【意見】

延滞解消にあたり、延滞者の経営状況や家 環境に問題がなく償還意識の欠 による延滞がある場合は、督促を行うのみならず強制履行等のより強い手段で延滞金の回収を行う必要がある。また、経営状況等に問題がある場合の対応につき延滞金の解消に直接結び付く対策や、離農者に対する延滞解消策を定める必要がある。

#### 【説明】

新マニュアルでは、経営状況、家 状況等に問題がなく、延滞者の償還意識の欠 が延滞の原因である場合は、定期的な督促と高額な違約金がかかる旨の説明による説得をすることとしている。しかし、延滞の原因が延滞者の償還意識の欠 である場合、延滞者はその違約金も支払う意志がないことが容易

に推測でき、高率の違約金の存在だけは返済意欲の向上には ならない。このため、強制履行等のより強い手段で延滞金の回収を行う必要がある。

経営状況等に問題がある場合、農業改良普及センターや農業協同組合等と連携し技術面・経営面での改善指導を行い、総合的な対応策を検討している。しかし、農業改良普及センターや農協は、県に対する借入の有無などに関わらず農業者の相談に乗り、農業者に対して日々継続的に連携し、改善指導等を行っている。このため、改善指導は延滞解消策として十分ではない。延滞解消に直接結びつく対応策を講ずる必要がある。具体的には、収穫の後に訪問して督促回数を増やすなど、戦略的に回収する必要がある。

更に、新マニュアルには既に離農している者や経営を行っていない者に対する延滞解消策が定められていないため、新たに設ける必要がある。

#### イ 滞納整理のためのノウハウの蓄積

##### 【意見】

税務課等の債権を有している部局と財産調査・保証人の弁済に関するノウハウを共有する必要がある。更に困難事例については、必要に応じて法律の専門家の利用を検討することが望まれる。

##### 【説明】

債権管理や債務整理は専門的な知識やノウハウが必要である。滞納整理に関する専門研修への参加や、税務課等、 税債権を含めた債権を有する部局が持つノウハウの庁内共有化を図り、農政部の貸付金に対して実行可能な対応策を実行する必要がある。

また、経済状況、家 状況等に特に問題がないにも拘らず、貸付金の返済を している延滞者等、県職員の努力による回収に限界があるケースも考えられる。このような困難事例については、弁護士に委託する等、専門家の利用を検討することも考えられる。